

第3期坂東市 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

【案】

令和7年3月
坂東市

市長あいさつ

顔写真

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
5. 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）	5
第2章 坂東市を取り巻く現状	7
1. 坂東市の現状	7
2. ニーズ調査結果の概要	15
3. 『坂東市子ども・子育て支援事業計画』の実施状況	26
第3章 計画の基本的な考え方	28
1. 計画策定の基本的な理念と視点	28
2. 計画の基本理念	29
3. 施策体系図	30
4. 教育・保育提供区域	31
第4章 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」	32
1. 教育・保育の量の見込みと提供体制	32
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	40
3. 子ども・子育て支援に係る教育・保育の一体的提供の推進	55
第5章 施策の展開	56
1. 地域全体で支える子育て支援	56
2. 親子の健康の確保及び増進	63
3. 豊かな人間性を育む教育環境	71
4. 子ども等の安全を確保する生活環境	77
5. 職業生活と家庭生活との両立支援	81
6. 次世代を応援するきめ細やかな取組	83
第6章 計画の推進	91
1. 計画の推進体制	91
2. 国・県・関係機関との連携	91
3. 進行管理	91
参考資料	92
1. 策定経過	92
2. 坂東市子ども・子育て会議条例	93
3. 坂東市子ども・子育て会議委員名簿	95
4. 子ども・子育て支援法（抄）	96
5. 次世代育成支援対策推進法（抄）	102

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

わが国では、急速な少子化の進行や待機児童の増加に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。同時に、子どもに関する取組として様々な省庁に分散されていたものを一本化し、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が設置されました。

また、令和5年12月に、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む「こども大綱」が閣議決定されました。この大綱では、「こどもまんなか社会」について、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会として明示されるとともに、こども施策に関する基本的方針や重要事項、こども施策を推進するために必要な事項等が定められました。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母やご近所など身近な人からの子育ての支援を得にくい状況となる中、就労する既婚女性の割合は増加を続けており、子育てを社会が支援することの必要性和重要性は、これまで以上に高まっています。

本市では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする『第2期坂東市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。『第2期坂東市子ども・子育て支援事業計画』が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本市の最上位計画である市総合計画『ばんどう未来ビジョン』等との整合をとりながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため、令和7年度を初年度とする『第3期坂東市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」（次世代育成支援計画）を一体化した計画です。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という）を定めるものとする。

【「次世代育成支援対策推進法」から抜粋】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という）を策定するものとする。

具体的な計画策定にあたっては、子ども・子育て支援法第60条に基づき、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、以下の内容を内包した本市の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

○子どもの貧困対策

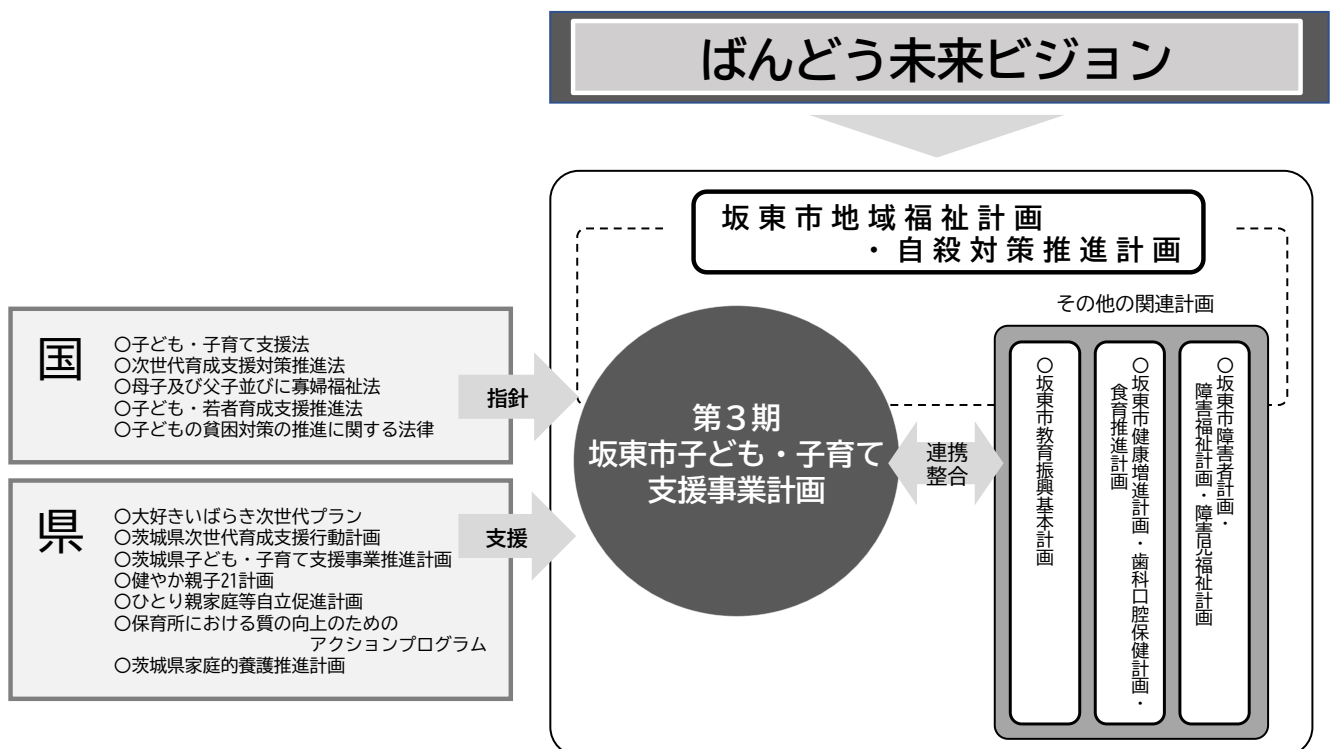
国の子どもの貧困対策推進法や子どもの貧困対策に関する大綱の制定を踏まえ、本市の子どもの貧困対策に関する事項を本計画に位置づけ

(2) 他の計画との関係

本計画は、『ばんどう未来ビジョン』を最上位計画として位置づけています。その下位計画として、市民生活の福祉向上を目指す『坂東市地域福祉計画・自殺対策推進計画』を策定しており、これに基づき福祉分野の具体的な取組を進めています。

本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として「坂東市子ども・子育て支援事業計画」を「坂東市地域福祉計画・自殺対策推進計画」の個別計画として位置づけています。

また、本市のその他関連計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。



3. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子どもや子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



4. 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握し、就学前児童の保護者及び就学児童の保護者を対象に「子育て支援に関するアンケート調査」を令和6年6月に実施しました。

(2) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「坂東市子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民の意見反映を行いました。

5. 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連総会で採択され、令和12（2030）年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。国では、平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。



本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、各事業とSDGsの目標の関係を踏まえ、SDGsの17の目標項目のうち、次に示す8つの取組目標を意識し、地域や関係団体と連携しつつ、住民の最善の利益が実現される社会を目指します。

第3期坂東市子ども・子育て支援事業計画におけるSDGsの取組

目標 (Goal)	目標到達に向けた取組の方向性
 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう すべての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策に取り組みます。
 2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 地域の自然資源を活用しながら安全な食料確保及び栄養改善を実現し、持続可能な農業の促進に取り組みます。
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進していくことで、住民の健康状態の維持・確保に取り組みます。
 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進できるような環境づくりに取り組みます。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力を伸ばします。
 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全な、レジリエント（強じんさ、回復力）で持続可能なまちづくりを進めます。
 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築します。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17. パートナリシップで目標を達成しよう 公的／民間セクター、市民、NGO／NPO等の多くの関係者との協力関係を築き、パートナーシップを活性化して目標達成に取り組みます。

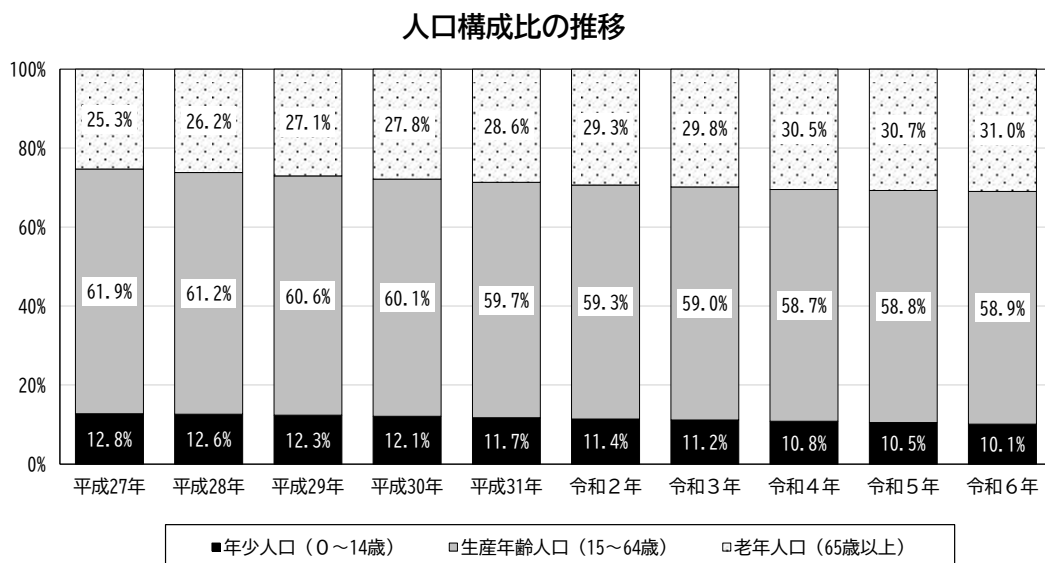
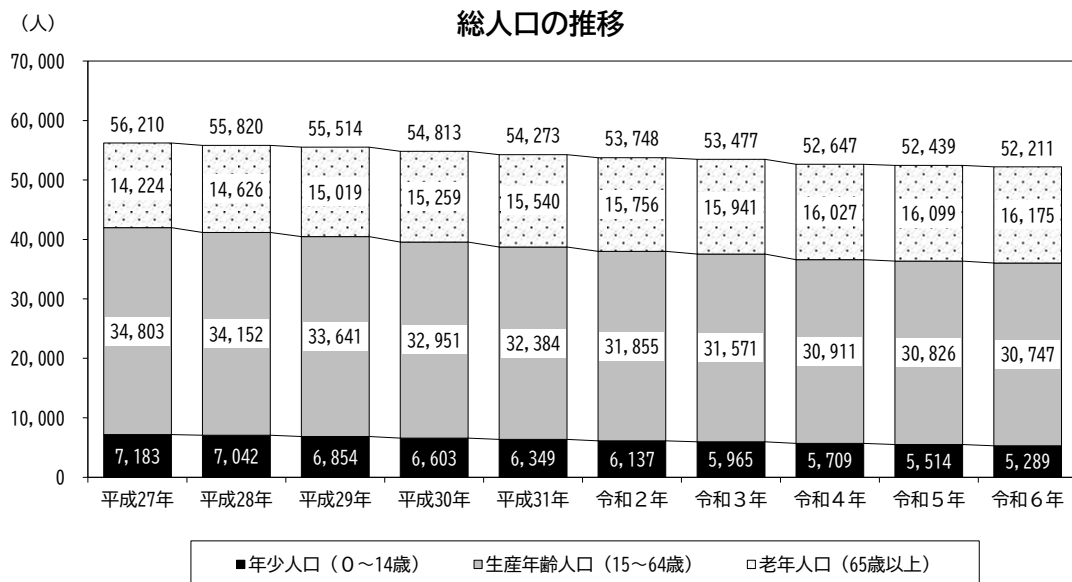
第2章 坂東市を取り巻く現状

1. 坂東市の現状

(1) 人口

本市の総人口は、緩やかな減少を続けており、平成27年の56,210人から令和6年の52,211人と10年で3,999人減少しています。

人口構成比をみると、年少人口（0歳～14歳）は平成27年の12.8%から令和6年の10.1%と2.7%減少、生産年齢人口（15歳～64歳）は61.9%から58.9%と3.0%減少しています。それに対し、老年人口（65歳以上）は25.3%から31.0%と5.7%増加していることから、本市においても少子高齢化が進行しています。



資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

(2) 地区別人口の推移

本市の地区別人口をみると、岩井地区では平成31年から令和3年まで増加し、令和4年に減少しましたが、以降は徐々に増加しています。その他の地区については、おおむね減少傾向にあります。

地区別人口の推移

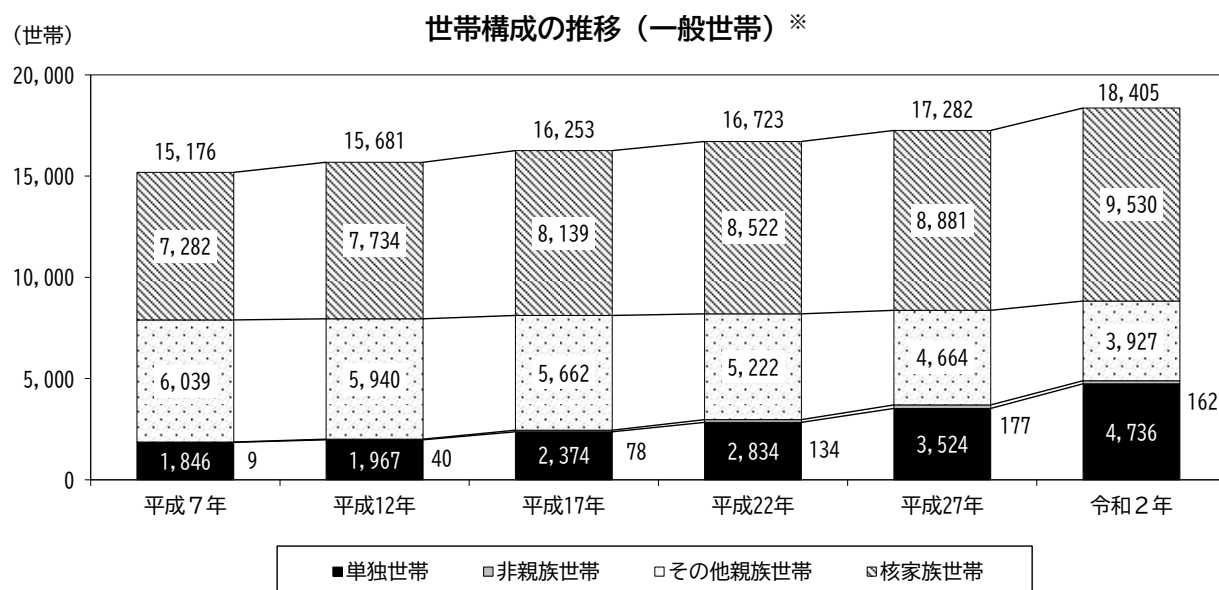
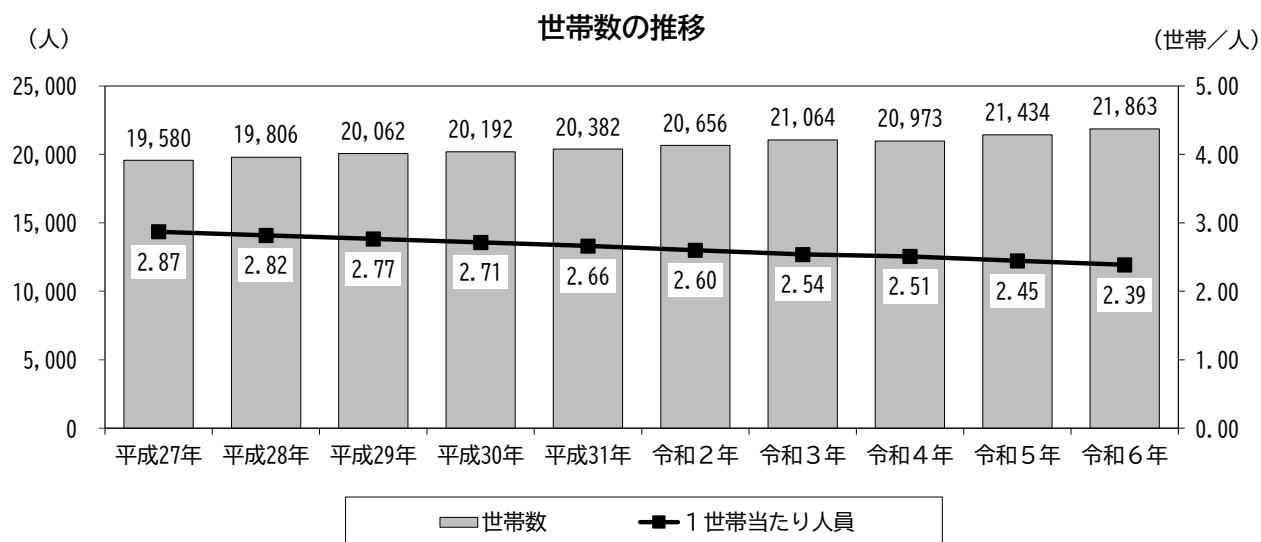
(単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
岩井	15,341	15,362	15,540	15,391	15,546	15,741
弓馬田	2,826	2,793	2,757	2,711	2,695	2,644
飯島	1,438	1,435	1,412	1,393	1,368	1,336
神大実	4,093	4,041	3,984	3,931	3,850	3,777
七郷	4,721	4,625	4,578	4,516	4,460	4,415
中川	4,744	4,675	4,632	4,552	4,526	4,473
長須	3,175	3,103	3,063	2,986	2,944	2,910
七重	4,147	4,097	4,072	4,003	3,998	3,956
生子菅	3,609	3,566	3,525	3,463	3,440	3,420
逆井山	4,411	4,311	4,246	4,148	4,106	4,047
沓掛・内野山	5,768	5,740	5,668	5,553	5,506	5,492
総数	54,273	53,748	53,477	52,647	52,439	52,211

資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在

(3) 世帯の状況

世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、単独世帯、非親族世帯、核家族世帯が増加していることから、核家族化の進行がうかがえます。



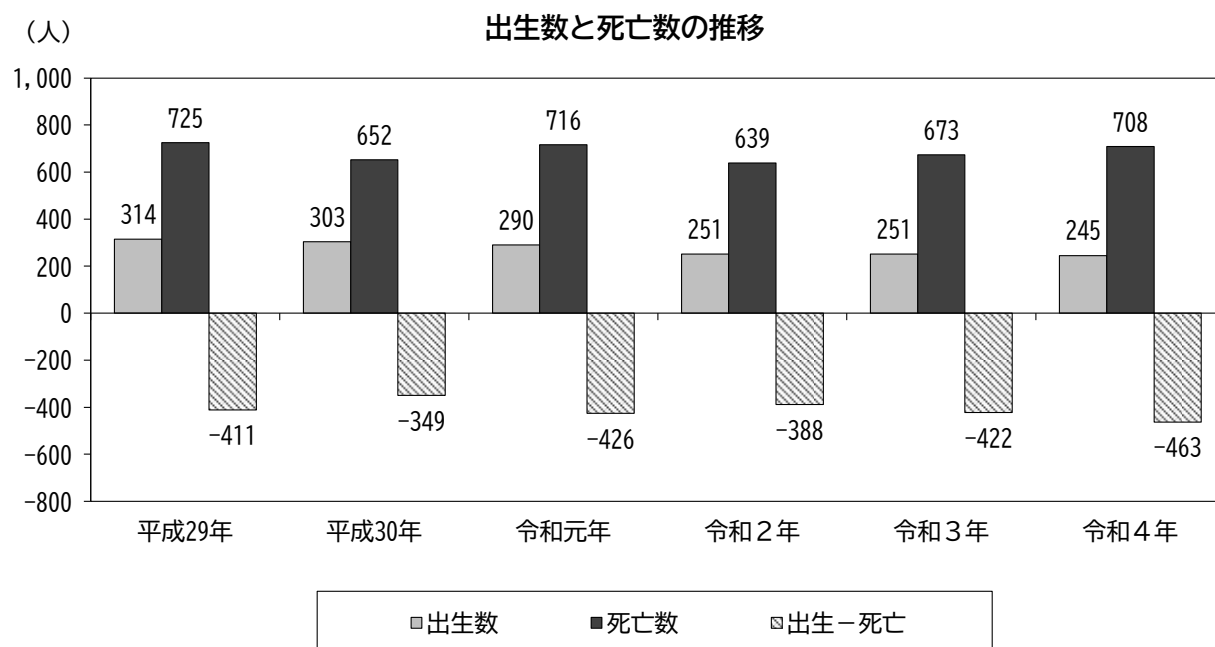
※一般世帯とは、施設等の世帯を除いた世帯数とします。

資料：国勢調査

平成22年、平成27年、令和2年は一般（普通）世帯総数に不詳を含みます。

(4) 自然動態

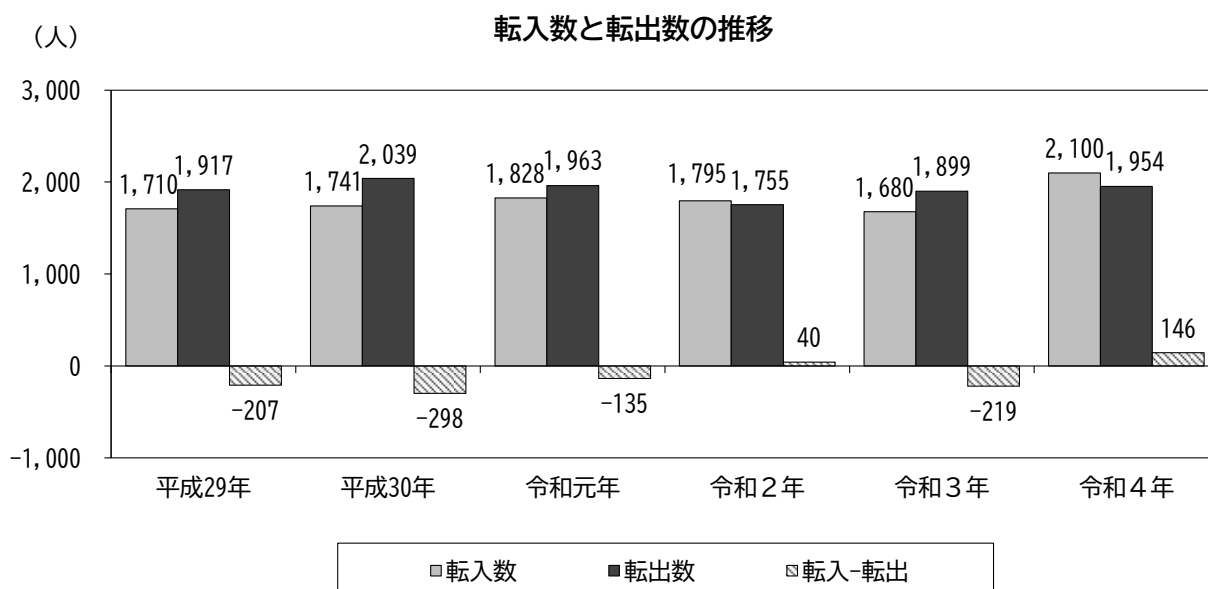
本市の自然動態は、年ごとに増減はありますが、いずれの年においても死亡数が出生数を上回っており、徐々に「出生数－死亡数」の差が広がっていることから人口の減少傾向が加速しています。



資料：茨城県常住人口調査

(5) 社会動態

本市の社会動態は令和2年と令和4年を除く年において転出数が転入数を上回っており、出生数から死亡数を引いた自然減とともに、人口減少の一因となっています。



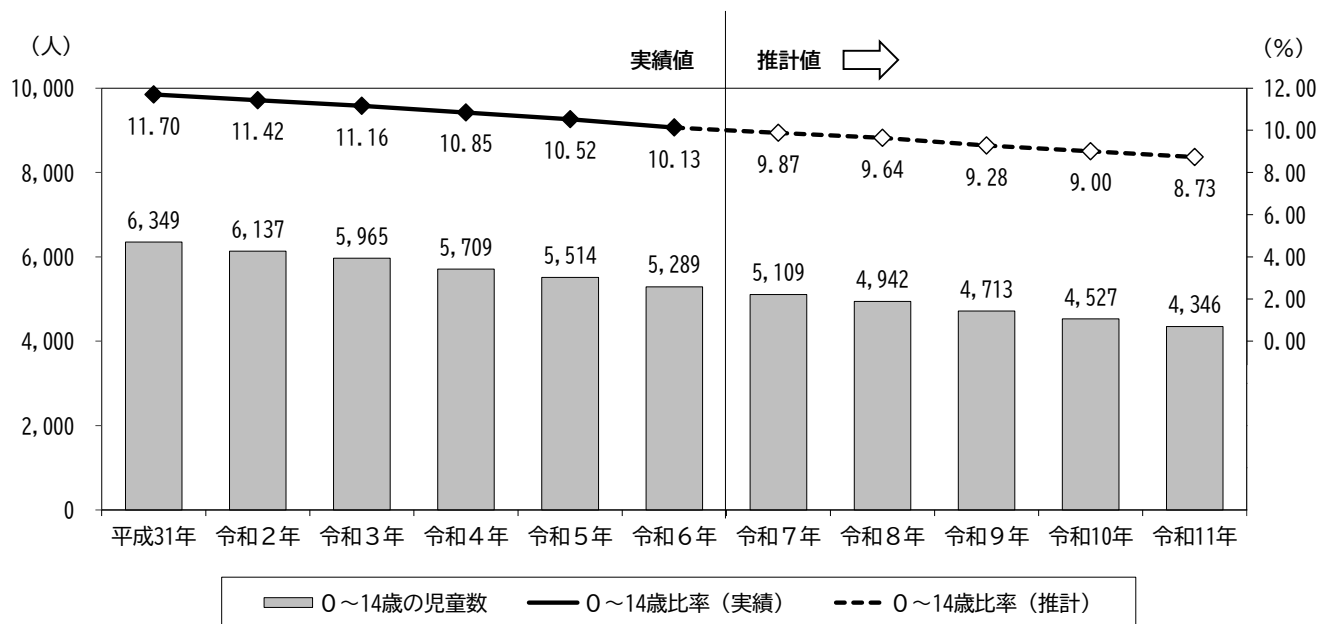
資料：茨城県常住人口調査

(6) 児童数の推移と予測

本市における0歳から14歳までの児童数は年々減少しており、総人口に占める割合も低下しています。

令和2年から令和6年までの年齢別人口を基に、コーホート変化率法※によって今後の児童数を推計した結果、0歳から14歳までの児童数については今後も減少が続く見込みとなっており、令和11年には4,346人となる予測となっています。

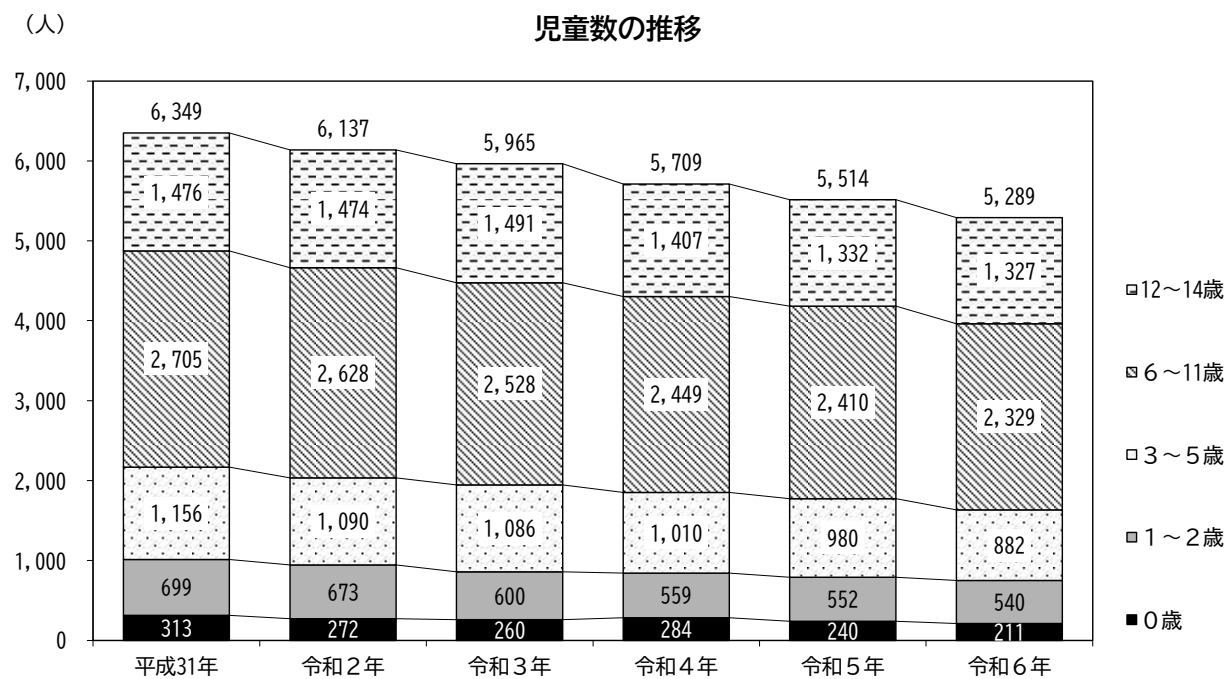
0歳から14歳までの児童数の推移と予測



資料：実績値は、各年4月1日現在の住民基本台帳人口
推計値は、住民基本台帳を基礎データとして、コーホート変化率法により推計

※コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

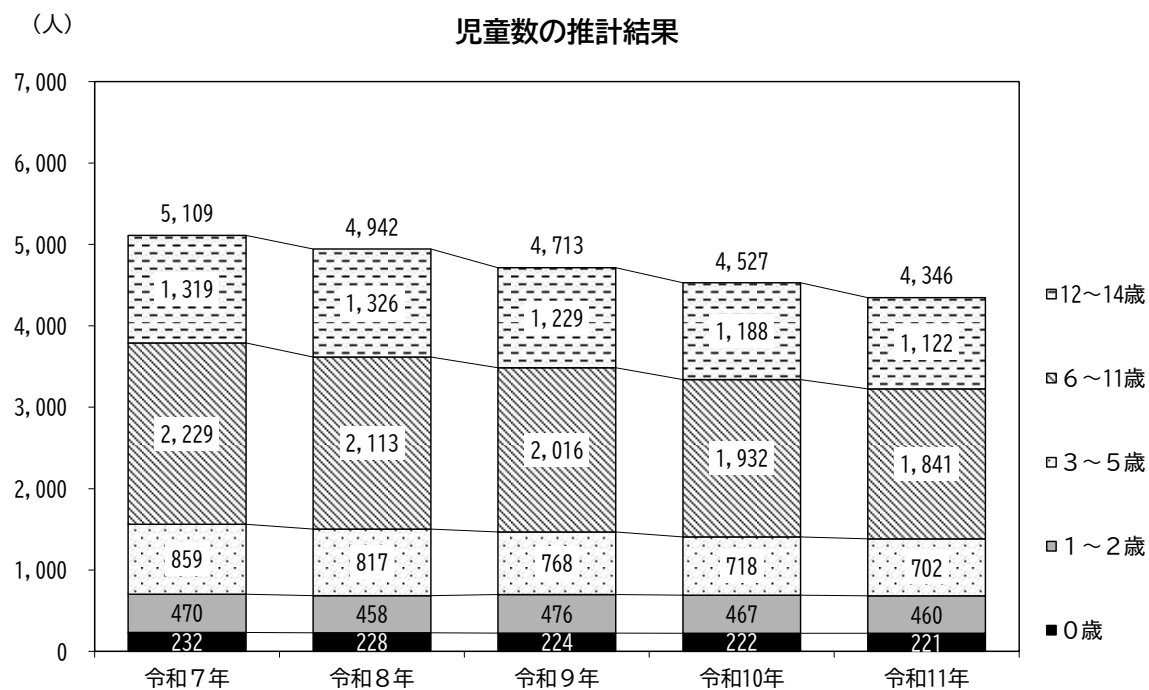




(単位：人)

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	313	272	260	284	240	211
1 ～ 2 歳	699	673	600	559	552	540
3 ～ 5 歳	1,156	1,090	1,086	1,010	980	882
6 ～ 11 歳	2,705	2,628	2,528	2,449	2,410	2,329
12 ～ 14 歳	1,476	1,474	1,491	1,407	1,332	1,327
0 ～ 5 歳 計	2,168	2,035	1,946	1,853	1,772	1,633
0 ～ 11 歳 計	4,873	4,663	4,474	4,302	4,182	3,962
0 ～ 14 歳 計	6,349	6,137	5,965	5,709	5,514	5,289

資料：住民基本台帳人口 各年4月1日現在



(単位：人)

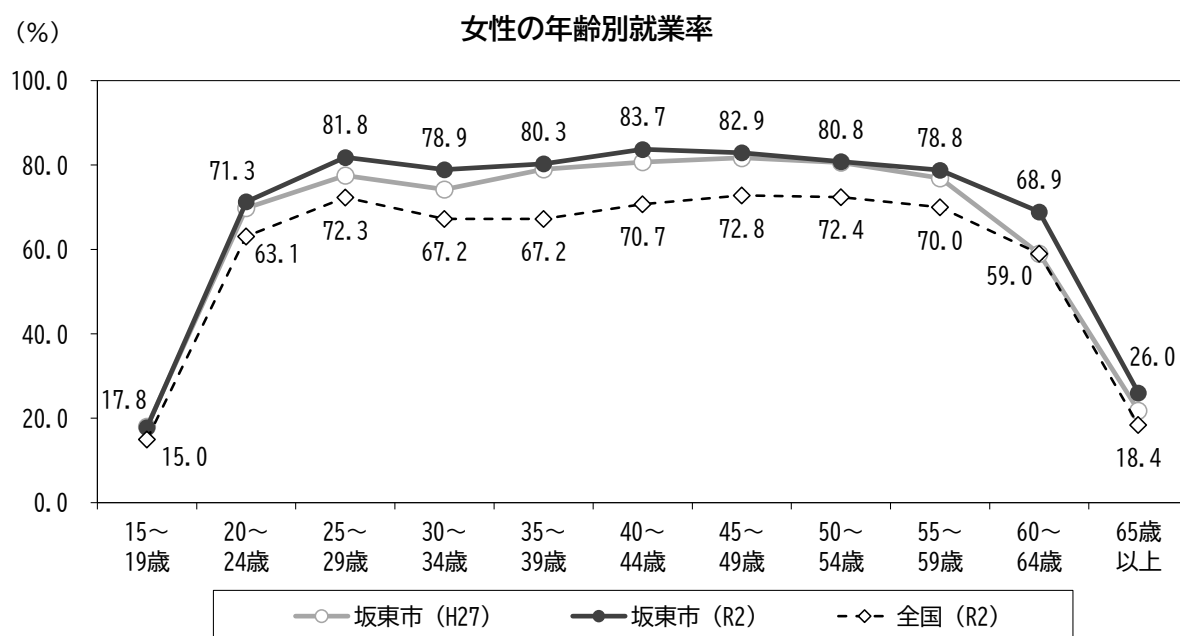
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	232	228	224	222	221
1～2歳	470	458	476	467	460
3～5歳	859	817	768	718	702
6～11歳	2,229	2,113	2,016	1,932	1,841
12～14歳	1,319	1,326	1,229	1,188	1,122
0～5歳 計	1,561	1,503	1,468	1,407	1,383
0～11歳 計	3,790	3,616	3,484	3,339	3,224
0～14歳 計	5,109	4,942	4,713	4,527	4,346

資料：令和2年～令和6年の住民基本台帳（各年4月1日）に基づき、コーホート変化率法により推計

(7) 女性の年齢別就業率

本市における女性の年齢別就業率をみると、全国の平均値を大きく上回っています。

また、平成27年の値と比較すると、15歳から19歳までを除く年齢において、就業率の上昇がみられます。特に35歳から54歳までの就業率が高く、80%を超えています。



(単位: %)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
坂東市 (H27)	18.0	69.8	77.5	74.2	79.0	80.7	81.7	80.6	76.9	59.0	21.8
坂東市 (R2)	17.8	71.3	81.8	78.9	80.3	83.7	82.9	80.8	78.8	68.9	26.0
全国 (R2)	15.0	63.1	72.3	67.2	67.2	70.7	72.8	72.4	70.0	59.0	18.4

資料：国勢調査

2. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握し、就学前児童の保護者及び就学児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

○調査対象

1. 市内在住の就学前児童（0歳～5歳）の保護者（就学前児童調査）
2. 市内在住の就学児童（小学1年生～4年生）の保護者（就学児童調査）

○調査期間

令和6年6月3日（月）～ 令和6年6月20日（木）

○調査方法

1. 認定こども園等をととした配布・回収、郵送による配布・回収
2. 小学校をととした配布・回収、郵送による配布・回収

○配布・回収

調査票	調査対象者 (配布数)	回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,653人	1,043件	63.1%
就学児童調査	1,489人	1,252件	84.0%

【ニーズ調査の結果表示について】

- ◆比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出します。したがって、合計が100.0%を上下する場合があります。複数回答については、合計が通常100%を超えます。
- ◆図表中の「n=〇〇」とは、集計対象者総数（または分類別の該当対象者数）を示しています。
- ◆問の中には「～と回答した方におたずねします。」などいろいろな限定があり、回答者が少ない場合は、数人の違いで割合が大きく変わることがあります。
- ◆グラフの中の前回調査は、平成30年度に実施された調査です。

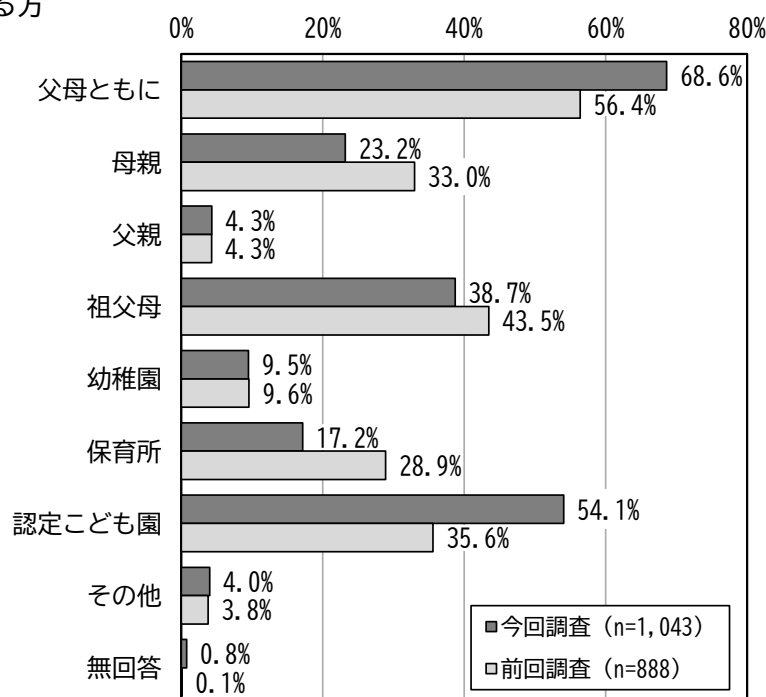
(2) 調査対象の主な内容

① 日常的に関わっている方（就学前児童調査）

お子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方（施設）については、「父母ともに」が68.6%と最も多く、次いで「認定こども園」が54.1%、「祖父母」が38.7%となっています。

前回調査から「父母ともに」が12.2ポイント、「認定こども園」が18.5ポイント増加しています。

■ 子育てに日常的に関わっている方

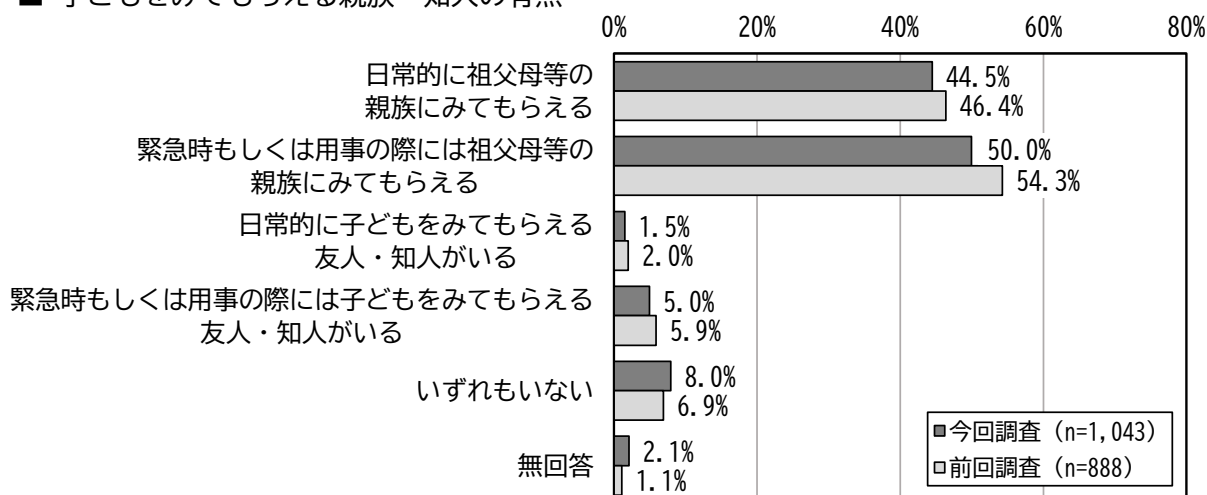


② 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童調査）

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が50.0%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が44.5%となっており、それぞれ前回調査から減少しています。

また、「いずれもない」が前回調査から1.1ポイント増加しています。

■ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無



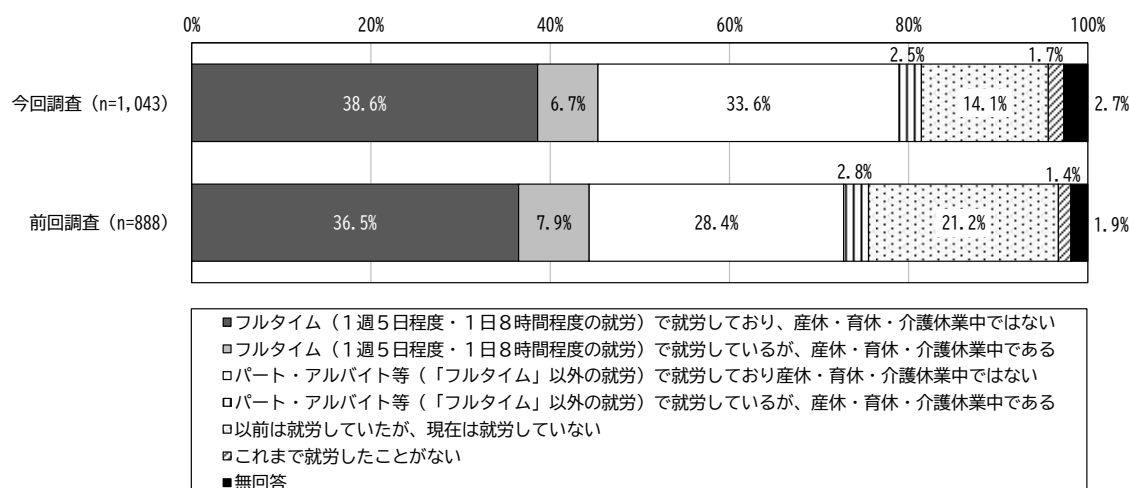
③ 母親の就労状況（就学前児童調査・就学児童調査）

就学前児童の母親の就労状況については、フルタイムまたはパート・アルバイト等で就労している割合は81.4%と、前回調査と比べて5.8ポイント増加しています。

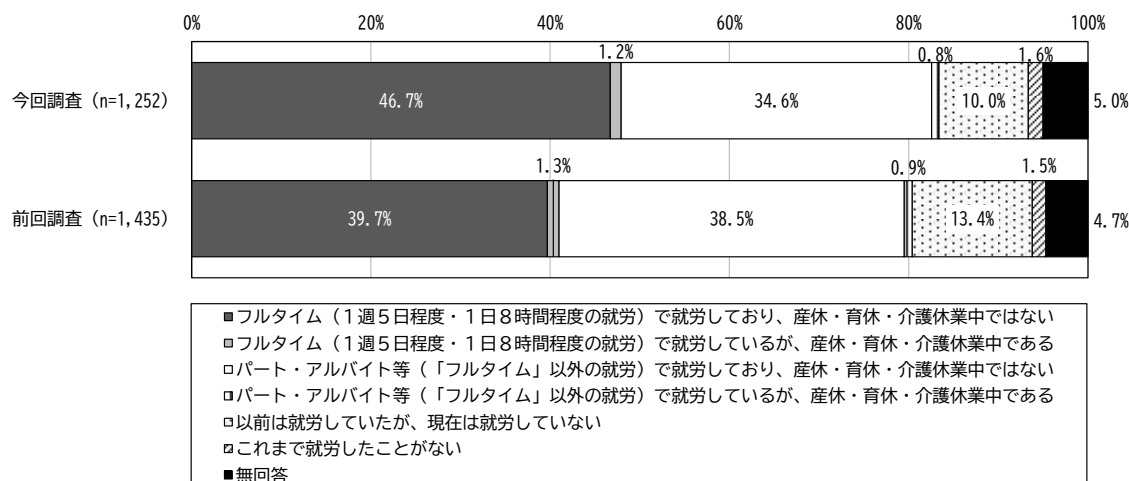
就学児童の母親の就労状況については、フルタイムまたはパート・アルバイト等で就労している割合は83.3%と、前回調査と比べて2.9ポイント増加しています。

■ 母親の就労状況

就学前児童調査



就学児童調査

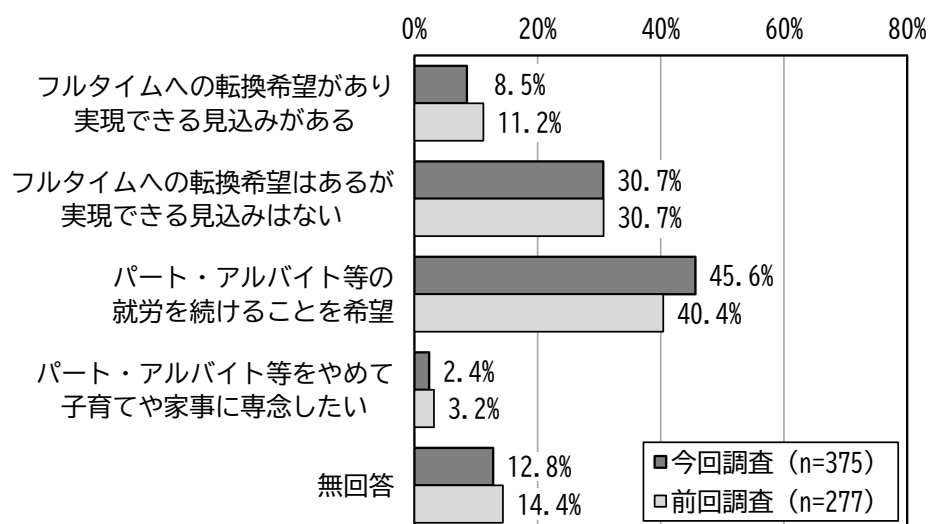


④ 母親の就労希望（就学前児童調査・就学児童調査）

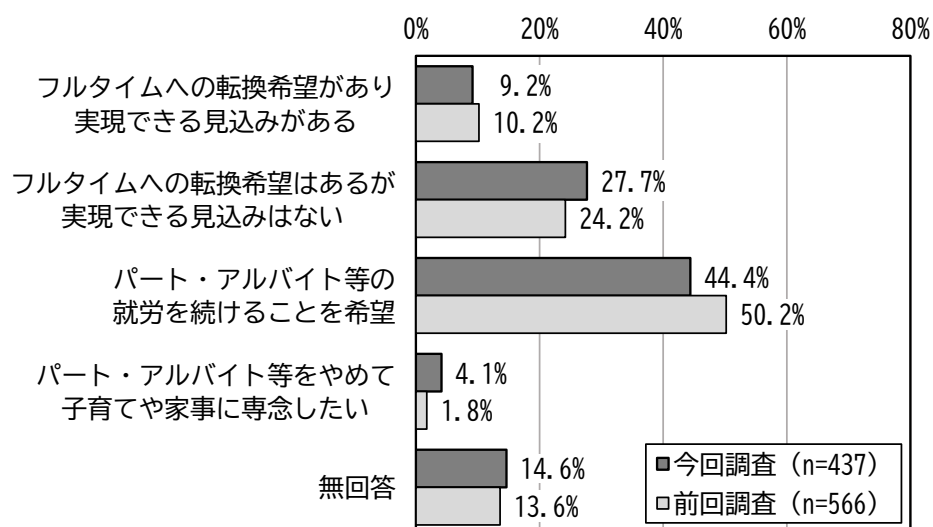
母親の就労希望については、就学前児童、就学児童ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」となっています。

■ 母親の就労希望

就学前児童調査



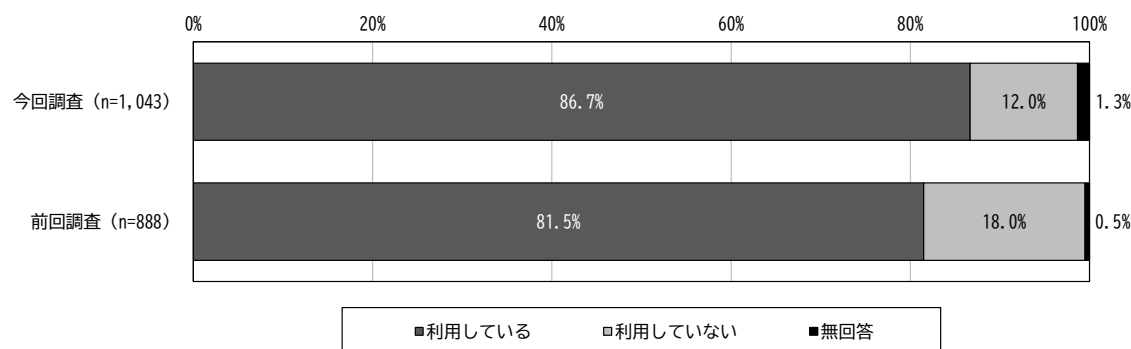
就学児童調査



⑤ 平日の定期的な教育・保育事業の利用について（就学前児童調査）

幼稚園や認定こども園等の「定期的な教育・保育事業」の利用状況については、「利用している」が86.7%となっており、前回調査から5.2ポイント増加しています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用



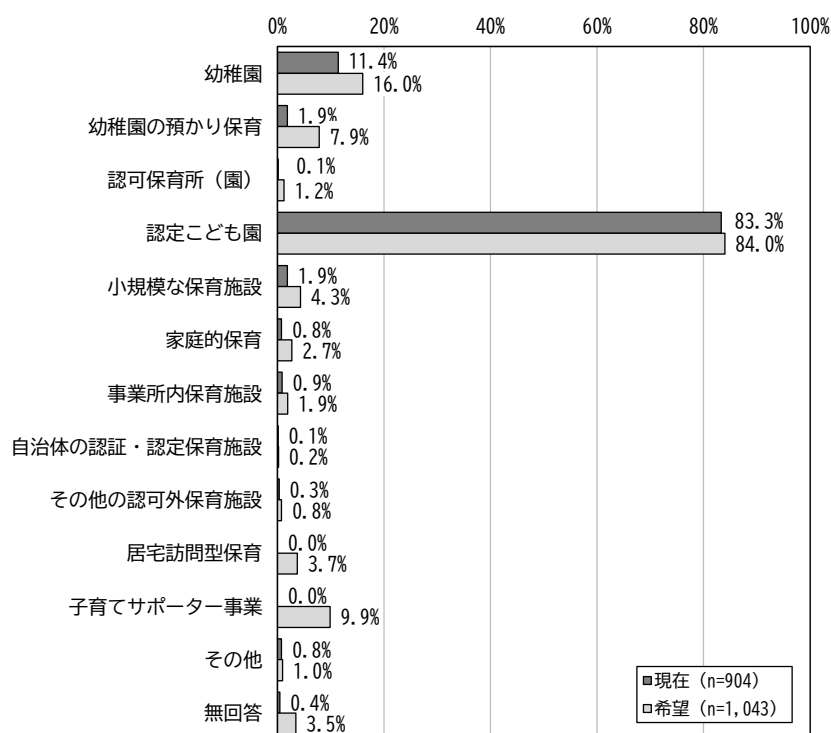
⑥ 平日の定期的な教育・保育事業の現在の利用状況と今後の希望（就学前児童調査）

定期的な教育・保育事業を利用している人が現在利用している事業では、「認定こども園」が83.3%と最も多く、次いで「幼稚園」が11.4%となっています。

すべての人に伺った、今後利用したい事業では「認定こども園」が84.0%、「幼稚園」が16.0%、「子育てサポーター事業」が9.9%となっています。

また、「現在」と「希望」の差が大きい事業では、「子育てサポーター事業」が9.9ポイントと最も差が大きく、次いで「幼稚園の預かり保育」が6.0ポイント、「幼稚園」が4.6ポイントとなっています。

■ 定期的な教育・保育事業の現在の利用状況と今後の希望



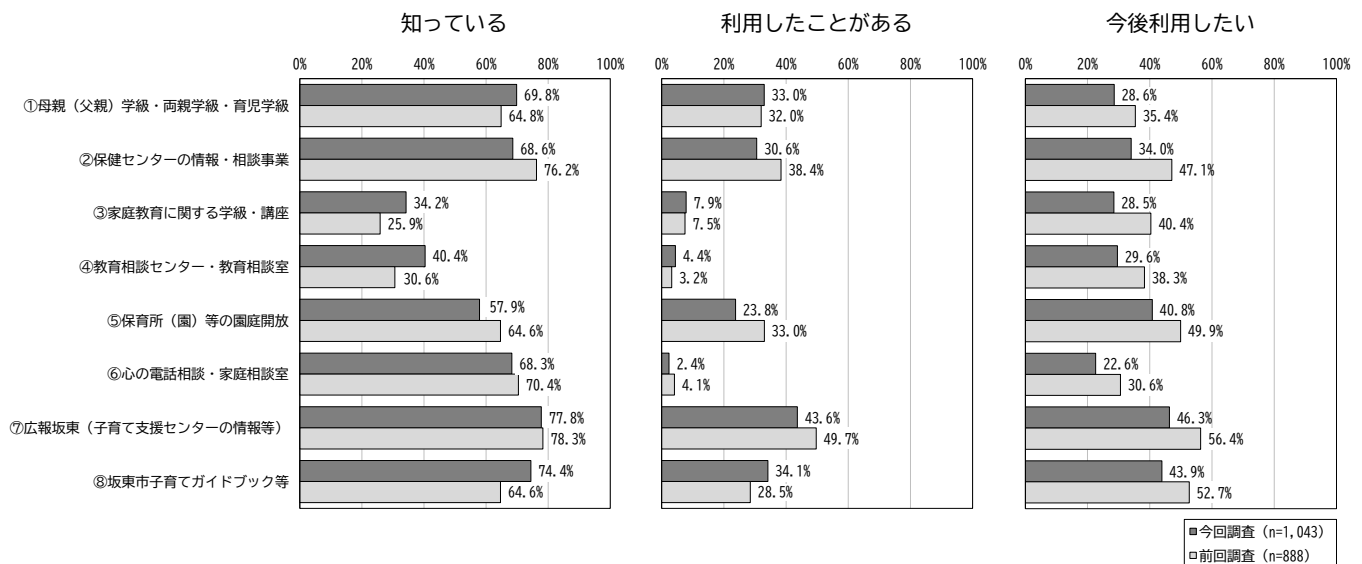
⑦ 地域の子育て支援事業について（就学前児童調査）

地域の子育て支援事業について『知っている』の割合をみると、「⑦広報坂東（子育て支援センターの情報等）」が77.8%と最も多く、次いで「⑧坂東市子育てガイドブック等」が74.4%、「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が69.8%となっています。一方で、「③家庭教育に関する学級・講座」と「④教育相談センター・教育相談室」については、約3割から4割に留まっています。

『利用したことがある』の割合をみると、「⑦広報坂東（子育て支援センターの情報等）」が43.6%と最も多く、次いで「⑧坂東市子育てガイドブック等」が34.1%、「①母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が33.0%となっています。一方で、「③家庭教育に関する学級・講座」、「④教育相談センター・教育相談室」、「⑥心の電話相談・家庭相談室」については、1割未満となっています。

『今後利用したい』の割合をみると、「⑦広報坂東（子育て支援センターの情報等）」が46.3%と最も多く、次いで「⑧坂東市子育てガイドブック等」が43.9%、「⑤保育所（園）等の園庭開放」が40.8%となっています。

■ 地域の子育て支援事業の認知度、利用状況、今後の利用意向



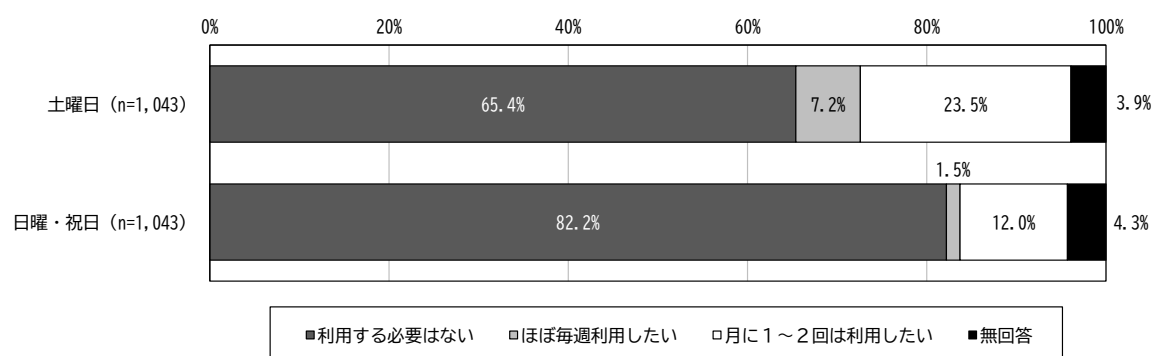
⑧ 土曜日や日曜日・祝日、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用について（就学前児童調査）

土曜日や日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向については、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1回～2回は利用したい」を合わせた『利用したい』の割合をみると、土曜日では30.7%、日曜・祝日では13.5%となっています。

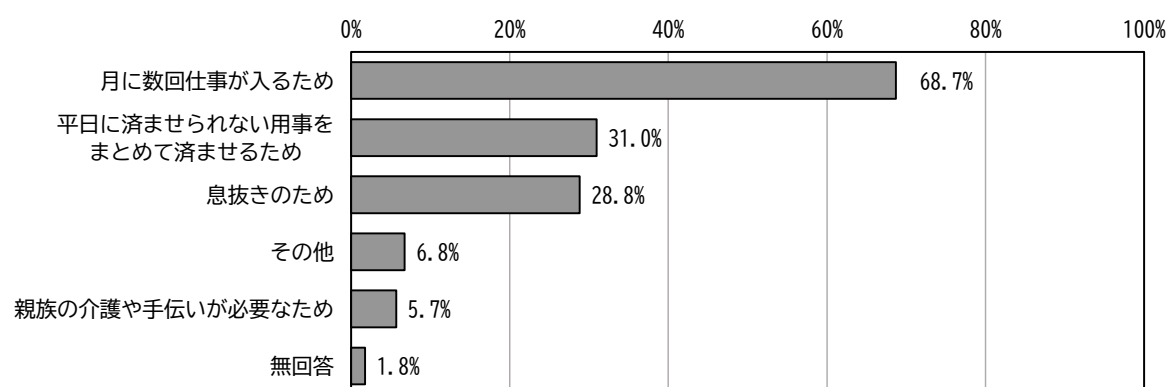
また、「休みの期間中、週に数日利用したい」と回答した方に理由をたずねたところ、「月に数回仕事が入るため」が68.7%と最も多く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が31.0%、「息抜きのため」が28.8%という結果になりました。

幼稚園等を利用している方の長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向については、『利用したい』の割合は50.0%となっています。

■ 土曜日・日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向

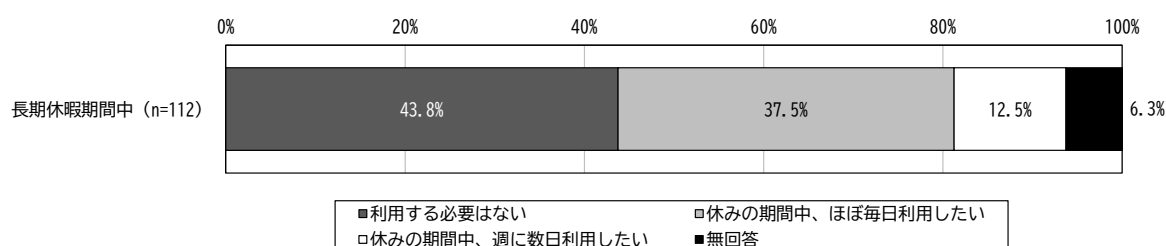


■ 毎週ではなく、たまに利用したい理由（「月に1～2回は利用したい」を選択した方）



(n=281)

■ 長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用意向



⑨ 子どもの病気の際の対応について（就学前児童調査）

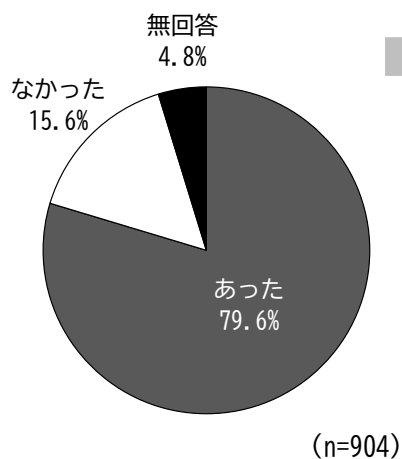
子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育事業が利用できなかったことの有無については、「あった」が79.6%、「なかった」が15.6%となっています。

また、利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法としては、「母親が休んだ」が86.3%と最も多く、次いで「父親が休んだ」が34.3%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が32.6%となっています。

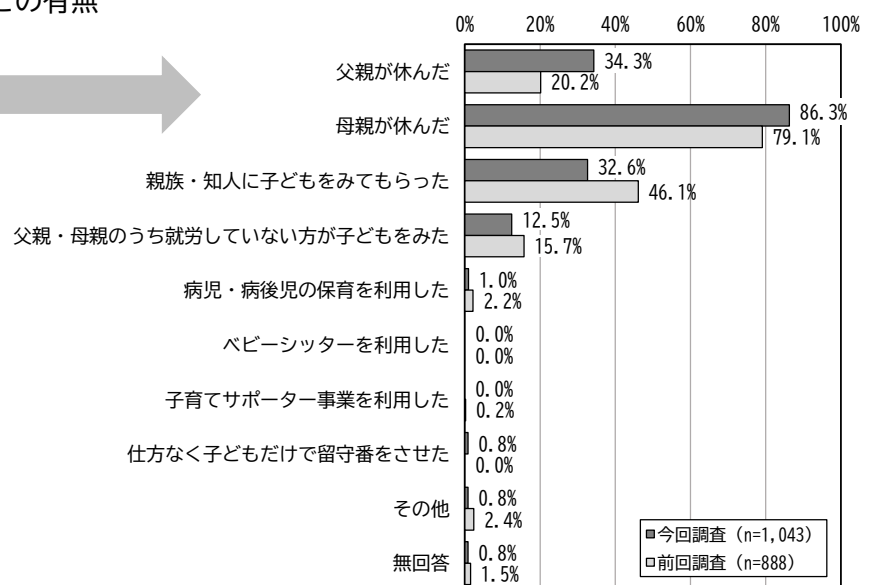
父親または母親が休んで対応した方に、病児・病後児保育施設等の利用意向をたずねたところ、「利用したいとは思わない」が66.1%となっている一方、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した方が33.7%いることから、病児・病後児保育事業については、一定のニーズがあるといえます。

■ 子どもが病気やけがで

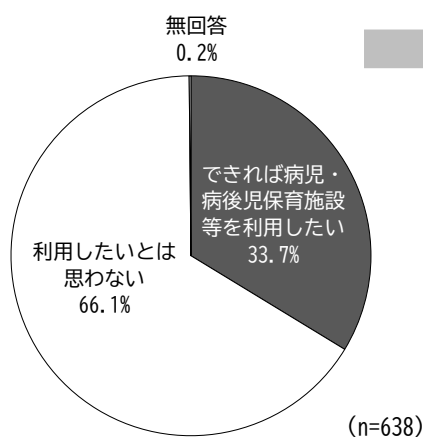
通常の事業が利用できなかったことの有無



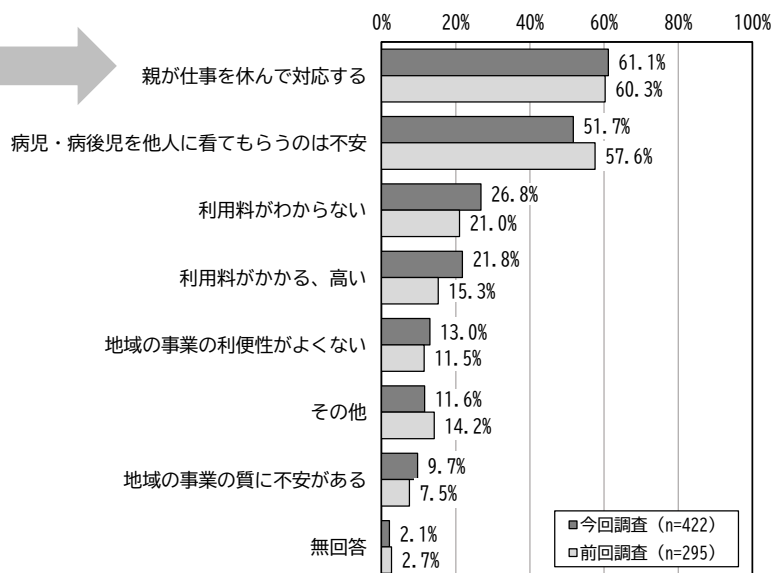
■ 利用できなかった場合の対処方法



■ 病児・病後児保育施設等の利用意向



■ 利用したいとは思わない理由

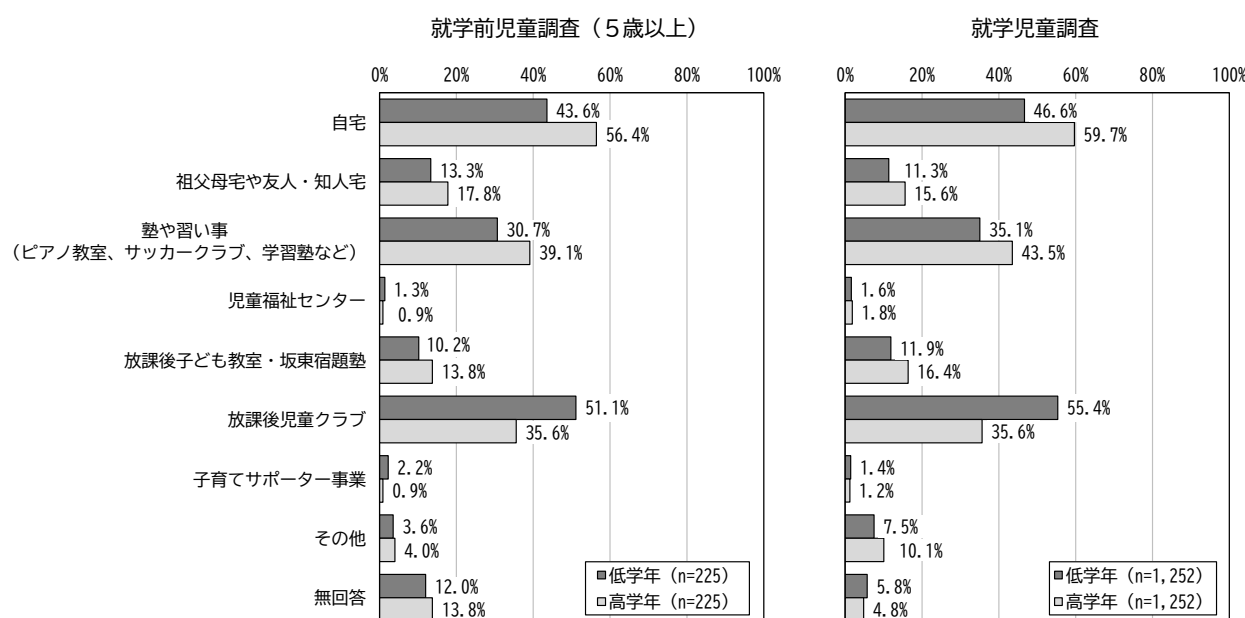


⑩ 放課後の過ごし方について（就学前児童調査・就学児童調査）

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所については、5歳以上の就学前児童の保護者にたずねたところ、低学年は「放課後児童クラブ」が51.1%と最も多く、次いで「自宅」が43.6%、「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が30.7%となっています。高学年は「自宅」が56.4%と最も多く、次いで「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が39.1%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が35.6%となっています。

また、就学児童の保護者にたずねたところ、低学年は「放課後児童クラブ」が55.4%と最も多く、次いで「自宅」が46.6%、「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が35.1%となっています。高学年は「自宅」が59.7%と最も多く、次いで「塾や習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が43.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が35.6%となっています。

■ 放課後の時間を過ごさせたい場所



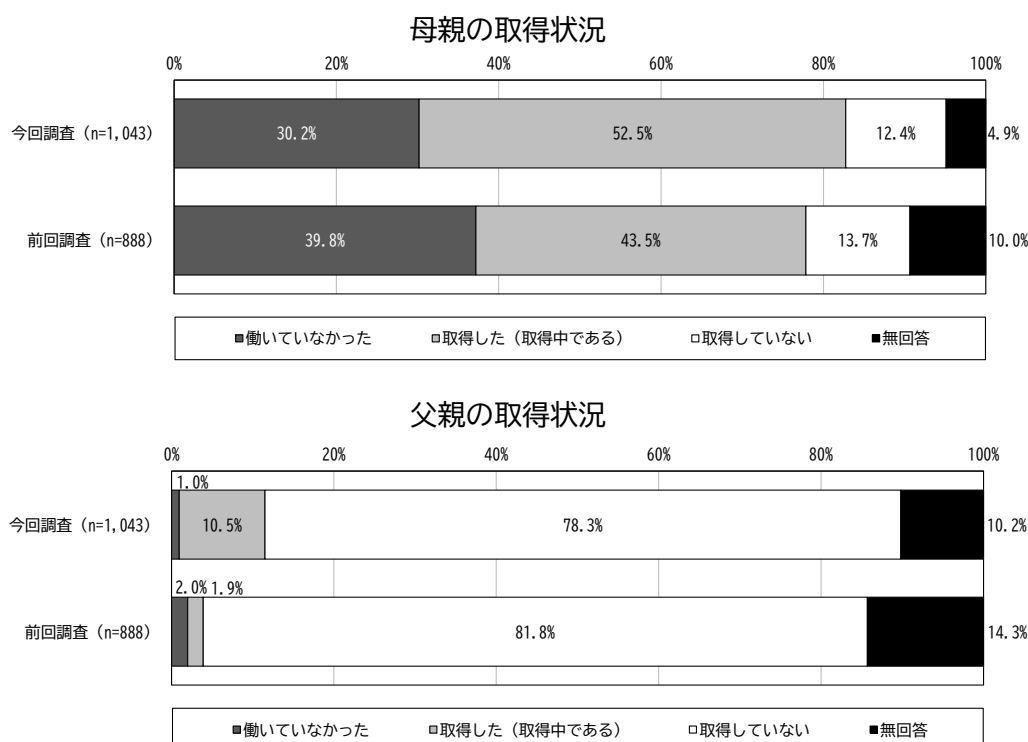
※「坂東宿題塾」は、小学4年生から6年生までの児童が対象です。

⑪ 育児休業の取得状況（就学前児童調査）

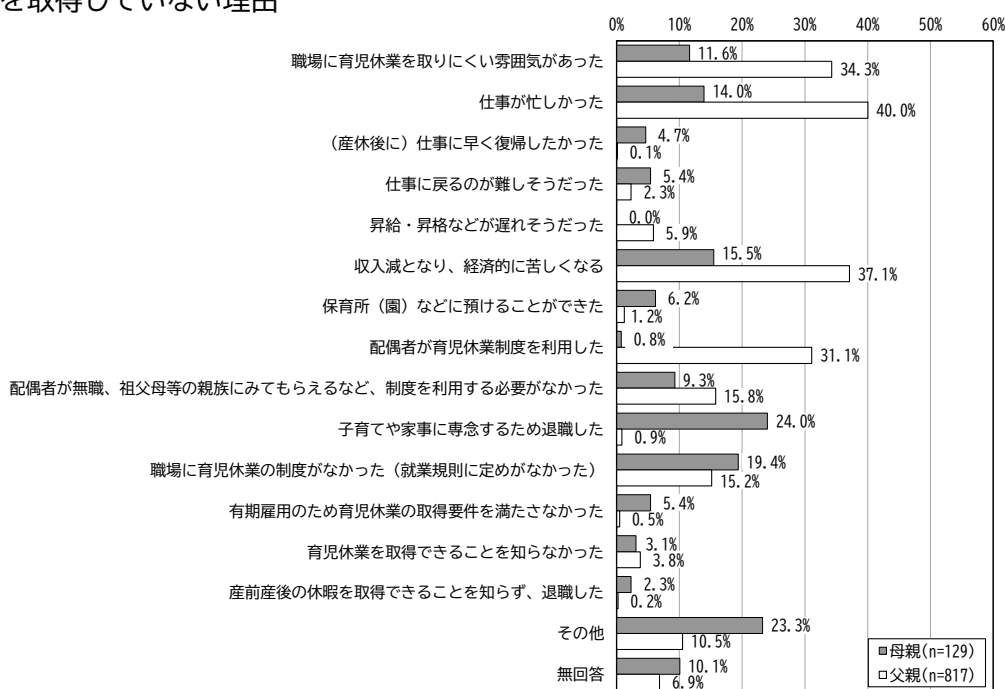
母親の育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」が52.5%となっており、前回調査と比較して取得率が上がっています。しかし、父親については、「取得した（取得中である）」が10.5%と、前回調査と比較して取得率は上がりましたが、「取得していない」が78.3%と大多数を占めています。

育児休業を取得していない理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が24.0%、父親では「仕事が忙しかった」が40.0%と、それぞれ最も多くなっています。

■ 育児休業の取得状況



■ 育児休業を取得していない理由

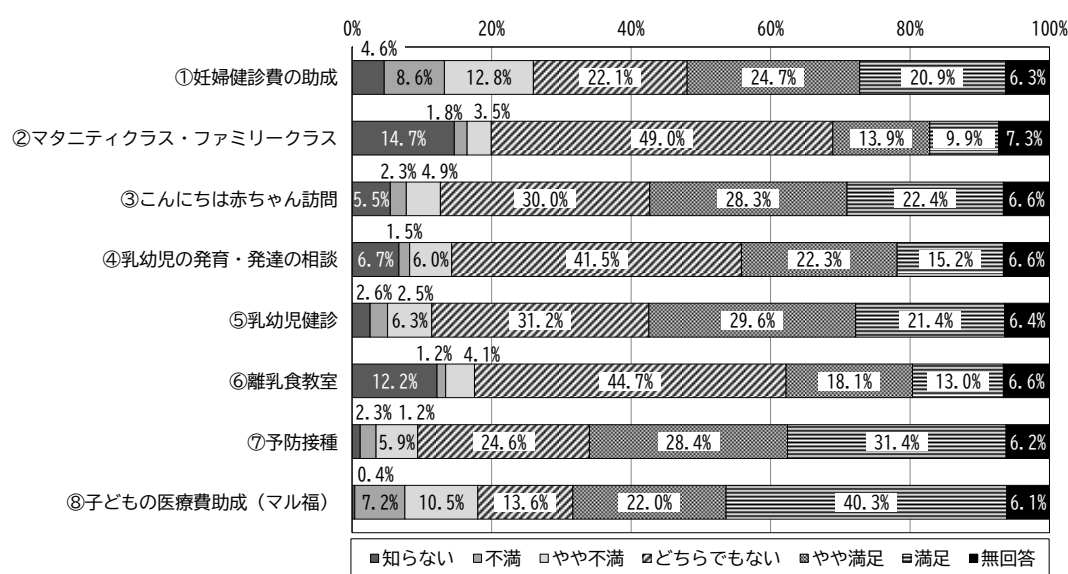


⑫ 子育て支援に関する満足度（就学前児童調査）

本市の医療・保健事業については、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足』の割合をみると、「⑧子どもの医療費助成（マル福）」が62.3%と最も多く、次いで「⑦予防接種」が59.8%、「⑤乳幼児健診」が51.0%、「③こんにちは赤ちゃん訪問」が50.7%の順となっています。一方、「②マタニティクラス・ファミリークラス」は23.8%と、『満足』の割合が2割程度に留まっています。

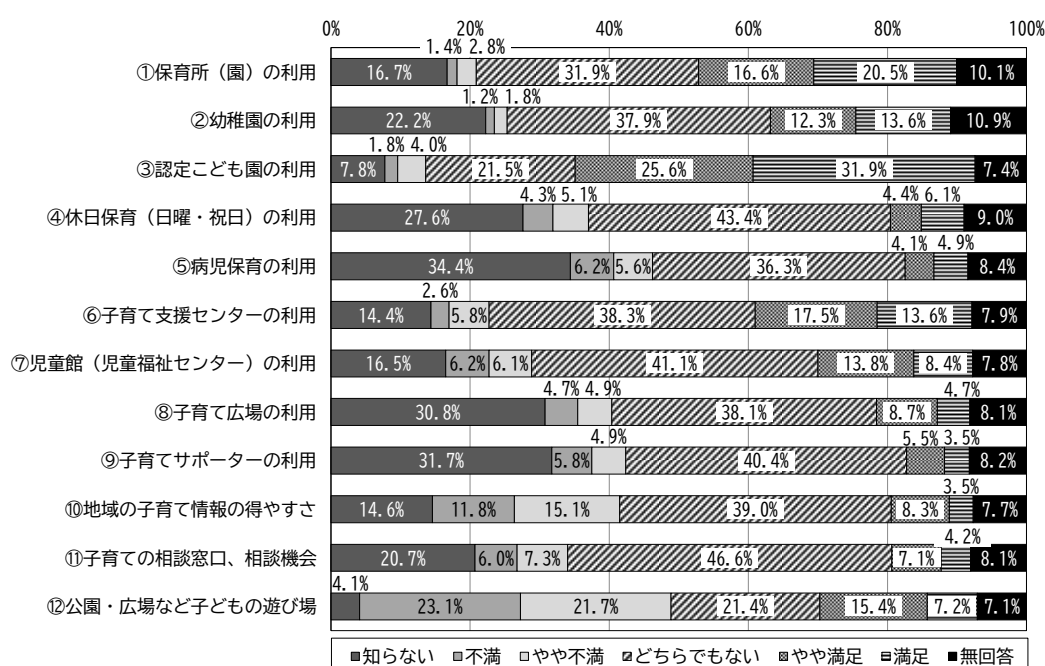
また、本市の福祉・教育について、『満足』の割合をみると、「③認定こども園の利用」が57.5%と最も多く、次いで「①保育所（園）の利用」が37.1%、「⑥子育て支援センターの利用」が31.1%となっています。一方、「⑤病児保育の利用」、「⑨子育てサポーターの利用」がともに9.0%と、『満足』の割合が1割未満となっています。

■ 医療・保健事業に関する満足意識



(n=1,043)

■ 福祉・教育に関する満足意識



(n=1,043)

3. 『坂東市子ども・子育て支援事業計画』の実施状況

(1) 教育・保育

『坂東市子ども・子育て支援事業計画（第2期）』における教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

■ 教育・保育（3歳以上の子ども）の目標と実績

（単位：人）

		第2期 計画目標	実績 (令和5年度)
1号認定	幼稚園・認定こども園 (特定教育・保育施設)	330	312
	確認を受けない幼稚園	0	0
2号認定	認定こども園等 (特定教育・保育施設)	511	628

■ 教育・保育（3歳未満の子ども）の目標と実績

（単位：人）

			第2期 計画目標	実績 (令和5年度)
3号認定	0歳児	認定こども園等 (特定教育・保育施設)	72	79
		特定地域型保育事業	5	14
	1・2歳児	認定こども園等 (特定教育・保育施設)	335	317
		特定地域型保育事業	27	36



(2) 地域子ども・子育て支援事業

『坂東市子ども・子育て支援事業計画（第2期）』における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の目標と実績

		単位	第2期計画目標	実績 (令和5年度)
利用者支援事業		か所	2	2
時間外保育事業（延長保育事業）		人	585	244
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		人	640	881
		か所	23	25
子育て短期支援事業		人日/年	10	0
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)		人	262	216
養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		人日／年	延べ62	延べ38
地域子育て支援拠点事業		回／年	延べ18,531	延べ5,739※
		か所	9	9
一時預かり事業	1号認定(幼稚園)の一時預かり (預かり保育)	人日／年	延べ22,090	延べ26,065
		か所	8	10
	その他（認定こども園等）の一時預かり	人日／年	延べ3,522	延べ1,051
		か所	9	9
病児保育事業	病後児保育事業	人日／年	延べ80	延べ82
		か所	1	1
	体調不良児保育事業	人日／年	－	延べ62
		か所	－	1
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		人日／年	延べ40	延べ29.5
妊婦健康診査		人	310	274

※新型コロナウイルス感染症対策のため利用自粛等を行っていたが、令和4年10月から利用自粛を緩和し、イベント等を再開した。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の基本的な理念と視点

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』として策定するものであり、前期計画である『第2期坂東市子ども・子育て支援事業計画』を引き継ぐ計画です。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、「子ども・子育て支援法」に基づく基本理念を踏まえています。

また、この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画とします。

子ども・子育て支援法の基本理念

○子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行う。

○子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

○子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

国が示す次世代育成支援行動計画策定にあたっての基本的な視点

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親の育成という視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) 仕事と生活の調和の実現の視点
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- (7) すべての子どもと家庭への支援の視点
- (8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (9) サービスの質の視点

2. 計画の基本理念

子どもを生み育てることは、社会を維持し、次代を創造する上で非常に大切な意味を持っています。そのため、子育てへの不安をなくし、子どもを欲しいと思う誰もが安心して、子どもを生み、楽しく育てていける環境・まちづくりを推進する必要があります。

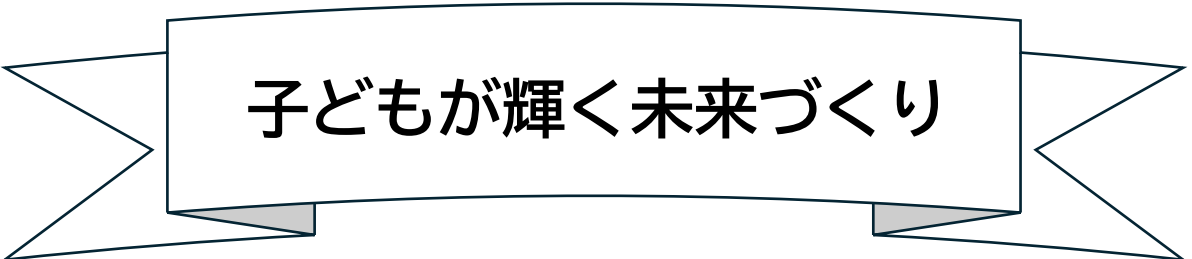
近年では核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化、共働き世帯の増加等、子育て家庭を取り巻く環境は急速に変化してきていることから、各家庭におけるニーズを把握し、適切な支援が行き届くよう努めなければなりません。

また、「子どもの権利」が尊重され、すべての子どもが心豊かな人間性を育み、生きる力を身につけ成長できる社会づくりが求められています。

さらに「こどもの貧困」は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

こうした現状に対応するため、本計画は、『ばんどう未来ビジョン』における「ひとづくり」の基本方針である「安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり」と「未来を担う子どもを守り育む教育の充実」に努めるとともに、これまで取り組んできた前期計画の基本理念を踏襲し、「子どもが輝く未来づくり」を基本理念に掲げます。

【基本理念】



子どもが輝く未来づくり

引き続き、すべての子育て家庭への支援と子どもの健やかな成長を、地域が一体となって支援していくとともに、新たな取組である「妊婦のための支援給付金事業」、「多子世帯給食費軽減事業」、「こども家庭センターの充実」、「家庭と学校、障がい児通所支援事業所連携のためのハンドブックの配布」に取り組み、子どもとその家庭をあらゆる面から支える体制づくりを推進します。

3. 施策体系図

基本理念	施策の方向性		推進施策	
子どもが輝く未来づくり	1	地域全体で支える子育て支援	(1)	子育て家庭への支援、ネットワークづくり
			(2)	子どもの健全な育成の支援
			(3)	地域における人材の養成
	2	親子の健康の確保及び増進	(1)	子どもや母親の健康の確保
			(2)	学童期・思春期からの保健対策の充実
			(3)	「食育」の推進
			(4)	子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
			(5)	小児医療等の充実
	3	豊かな人間性を育む教育環境	(1)	学校等の教育環境の整備
			(2)	文化、スポーツ活動の推進
			(3)	家庭や地域の教育力の向上
			(4)	多様な文化を持った子どもと家庭への支援
	4	子ども等の安全を確保する生活環境	(1)	良好な住宅、良好な居住環境の確保
			(2)	安全な交通環境の整備
			(3)	子どもを犯罪等の被害から守るための活動
	5	職業生活と家庭生活との両立支援	(1)	多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し等
			(2)	仕事と子育ての両立支援
	6	次世代を応援するきめ細やかな取組	(1)	子どもの人権や自由の尊重
			(2)	児童虐待防止対策、被害にあった子どもの保護
			(3)	ひとり親家庭等の自立支援の推進
			(4)	障がい児施策の充実
			(5)	次代の親の育成
			(6)	経済的困難を抱える家庭への支援

4. 教育・保育提供区域

本計画は、地理的条件や人口などの社会的条件をはじめ、教育・保育の利用状況や施設整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めるものとしています。

本市の面積や人口、利便性等から考慮して、区域を分けずに市域全域を「1つの区域」として設定します

■ 関連施設位置図



第4章 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

1. 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 教育・保育の給付の仕組み

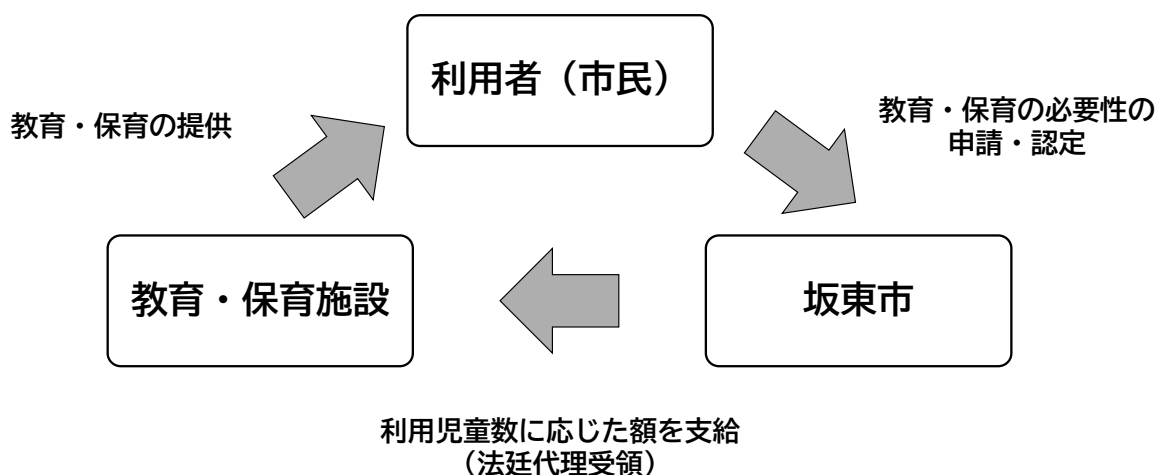
子ども・子育て支援制度では、幼児期の教育・保育について、利用者個人に給付する仕組みとなっております。幼稚園、認定こども園、地域型保育等いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組み（「施設型給付」及び「地域型保育給付」）で公費の対象となります。

（実務上は、法定代理受領という仕組みで、市が直接施設等に給付費を支払います）

また、これらの施設型給付及び地域型保育給付を利用する子どもは、市の認定を受けます。

認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、利用できる施設等が異なります。

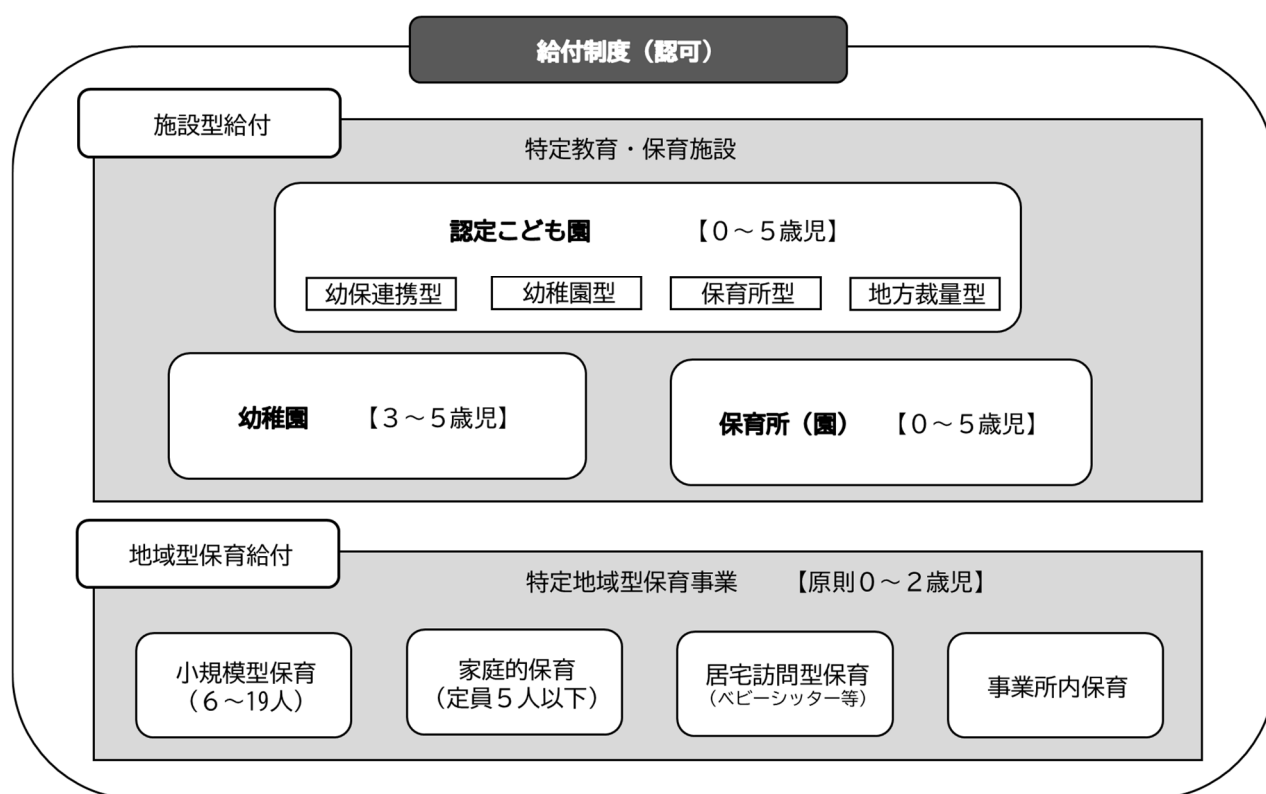
■ 法定代理受領の仕組み



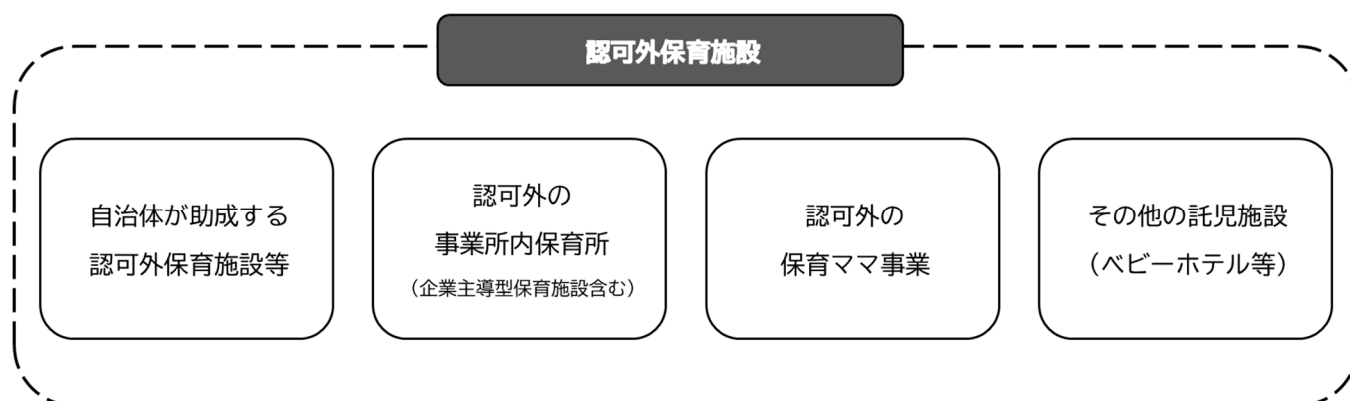
■ 認定区分

区分	対象		利用する教育・保育
1号認定	3歳以上	幼稚園等の利用を希望する方	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
2号認定	3歳以上	就労など、保育の必要な事由に該当し、認定こども園等の利用を希望する方	認定こども園等（保育園機能）
3号認定	0～2歳		認定こども園等（保育園機能） 地域型保育

■ 給付制度の概要



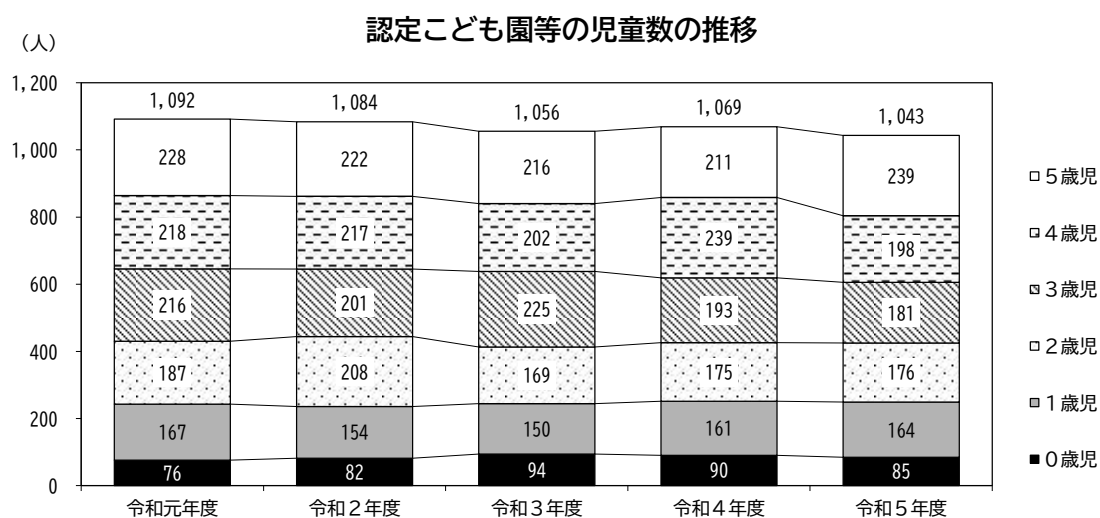
※私立幼稚園には、確認を受けない幼稚園もあります。確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援制度に移行しない（施設型給付を受けない）幼稚園のことです。



※「企業主導型保育施設」とは、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設けることができます。

(2) 教育・保育の利用状況

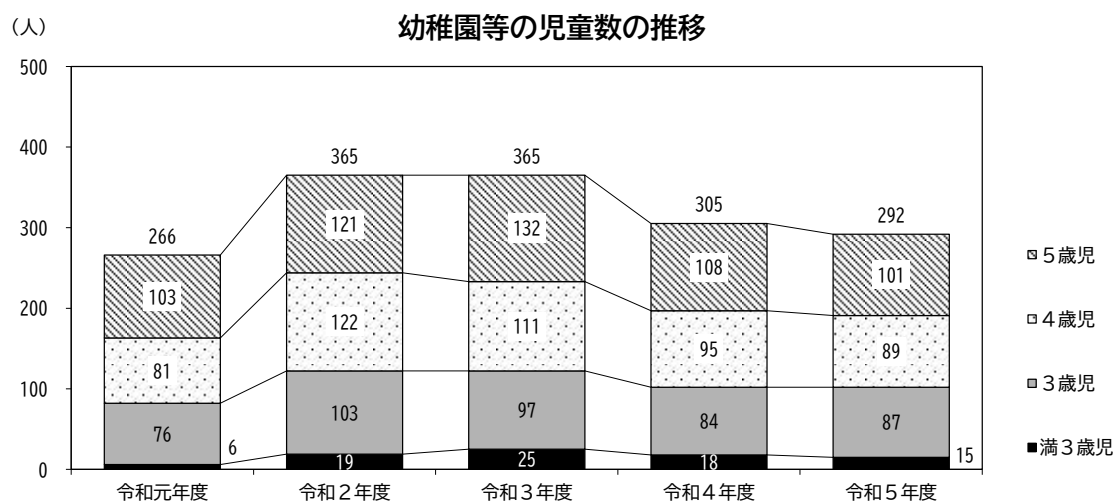
認定こども園等の児童数の推移をみると、年ごとに増減を繰り返していますが、令和5年度は1,043人となっています。幼稚園等の児童数については、令和3年度は365人でしたが、令和5年度は292人と減少傾向となっています。



(単位：園)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
園数	11	13	13	13	13

資料：こども課（各年度末現在）



(単位：園)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	8	9	9	9	10	11

資料：こども課（各年度5月1日現在）

■ 幼稚園・認定こども園等の利用状況

(単位：人)

項 目		定員	令和6年4月時点の児童数				備 考
			0歳児	1・2歳児	3～5歳児	合計	
幼稚園							
私立若草明德幼稚園		150			114	114	
市立猿島幼稚園		75			14	14	
認定こども園							
私立認定こども園あかつき保育園							
1号		15			4	4	
2・3号		60	0	23	33	56	
私立認定こども園岩井保育園							
1号		10			3	3	
2・3号		110	2	27	76	105	
私立認定こども園小山保育園							
1号		15			11	11	
2・3号		190	8	63	116	187	
私立認定こども園さしま保育園							
1号		8			7	7	
2・3号		90	1	28	61	90	
私立認定こども園サンキッズ							
1号		35			30	30	
2・3号		100	0	26	66	92	
私立認定こども園すずのき							
1号		5			3	3	
2・3号		90	3	35	45	83	
私立認定こども園若草明德保育園							
1号		5			0	0	
2・3号		100	2	40	49	91	
市立認定こども園ひまわり							
1号		60			31	31	
2・3号		111	3	33	71	107	
市立認定こども園ふたば							
1号		60			36	36	
2・3号		111	2	35	67	104	
小規模保育施設							
NPO法人 夢遊児園		19	0	16		16	
家庭的保育事業							
小山保育園 ひよこ教室		5	0	3		3	
家庭的保育園 バンビ		5	1	2		3	
事業所内保育施設							
七星	従業員枠	23	1	6		7	
	地域枠	7	0	6		6	
認可外保育施設							
ヤクルト		0	0	1	0	1	※定員の設定なし
幼稚園 計		433	0	0	253	253	
認定こども園・小規模保育等 計		1,021	23	344	584	951	
総 計		1,454	23	344	837	1,204	

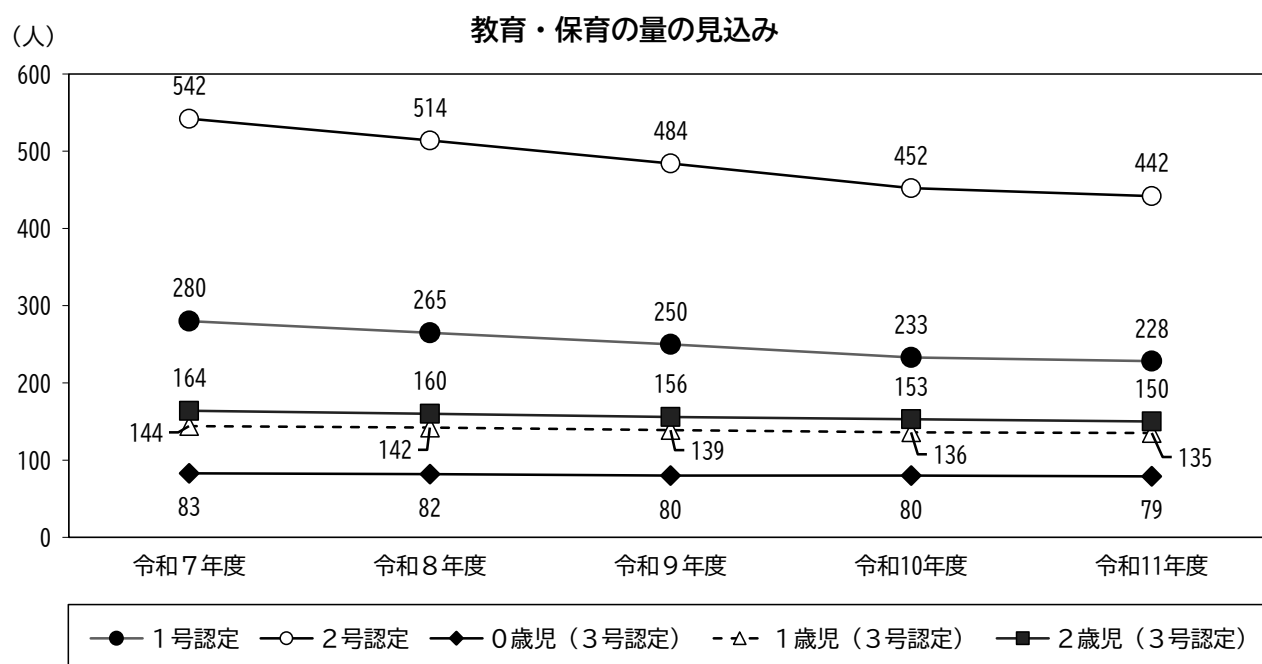
資料：こども課

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間の各年度における「教育・保育の量の見込み」及びそれに対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」については次のとおりです。

令和6年4月時点の認可・認定された幼稚園や認定こども園等の定員の総計は1,454人となっています。今後の利用の見込みについては、児童数減少の影響により令和7年度が最も多くなっています。

本市では、各年度の見込み量を達成目標とし、最適かつ柔軟な提供体制の構築を推進します。さらに、保育ニーズを踏まえた弾力的なサービスの充実を図ることにより、目標達成に向けた受入態勢の確保に努めます。



■ 1号認定（3歳～5歳：教育ニーズ）

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	280	265	250	233	228
②確保方策	438	438	438	438	438
特定教育・保育施設	438	438	438	438	438
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業					
認可外保育施設					

※各年度4月1日現在

■ 2号認定（3歳～5歳：保育ニーズ）

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	542	514	484	452	442
②確保方策	601	601	601	601	601
特定教育・保育施設	601	601	601	601	601
確認を受けない幼稚園					
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

※各年度4月1日現在

■ 3号認定（0歳～2歳：保育ニーズ）

0歳

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	83	82	80	80	79
②確保方策	83	83	83	83	83
特定教育・保育施設	70	70	70	70	70
確認を受けない幼稚園					
特定地域型保育事業	13	13	13	13	13
認可外保育施設	0	0	0	0	0

※各年度10月1日現在

1歳

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	144	142	139	136	135
②確保方策	149	149	149	149	149
特定教育・保育施設	126	126	126	126	126
確認を受けない幼稚園					
特定地域型保育事業	23	23	23	23	23
認可外保育施設	0	0	0	0	0

※各年度4月1日現在

2歳

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	164	160	156	153	150
②確保方策	188	188	188	188	188
特定教育・保育施設	165	165	165	165	165
確認を受けない幼稚園					
特定地域型保育事業	23	23	23	23	23
認可外保育施設	0	0	0	0	0

※各年度4月1日現在

(4) 幼児教育・保育無償化への対応

令和元年10月から実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や保護者の負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別		対象となる子ども	内容
幼稚園		3～5歳児	子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業		0～5歳児	0歳から2歳までは住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上はすべての子どもの利用料が無償化されます。
施設等利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳児	子ども・子育て支援制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳児	3歳から5歳児までの就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外（無認可）保育園	0～5歳児	保育の必要性があると認定された3歳から5歳児までを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0歳から2歳までについては、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳児	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳児	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳児までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援制度に基づき、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。教育・保育施設を利用する家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する事業です。

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 時間外保育事業（延長保育事業）
- ③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- ⑥ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 病児保育事業
- ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑮ 産後ケア事業
- ⑯ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑰ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑱ 児童育成支援拠点事業
- ⑲ 親子関係形成支援事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

計画期間の各年度における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及びそれに対応する「事業ごとの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を記載します。

① 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子育て支援専門員が認定こども園等入所受付から子育ての相談・子育ての情報などを提供します。また、子育て支援拠点事業と連携し実施していきます。

こども家庭センターの充実を図り、母子保健と児童福祉が協働し、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援を提供していきます。

■ 利用者支援事業の利用状況

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	2	2	2	2

資料：こども課（各年度末現在）

■ 利用者支援事業の実施施設（令和6年4月現在）

- ・ 坂東市役所こども課
- ・ 坂東市役所健康づくり推進課

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
実施か所数	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策					
実施か所数	2	2	2	2	2

※各年度末現在

② 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについては、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

現在、時間外保育を実施している施設は9か所で、保育の標準的な時間である11時間に加え、1時間の延長保育を実施しています。

引き続き事業を行うことにより、多様な就労状況に対応できる供給体制を維持してまいります。

■ 時間外保育事業の利用状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	250	253	259	244

資料：こども課（各年度末現在）

■ 時間外保育事業の実施施設（令和6年4月現在）

- ・ 認定こども園あかつき保育園
- ・ 認定こども園岩井保育園
- ・ 認定こども園小山保育園
- ・ 認定こども園さしま保育園
- ・ 認定こども園サンキッズ
- ・ 認定こども園すずのき
- ・ 認定こども園若草明德保育園
- ・ 認定こども園ひまわり
- ・ 認定こども園ふたば

■ 時間外保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 利用実人数	207	199	194	183	175
確保方策 利用実人数	207	199	194	183	175
実施か所数	9	9	9	9	9

※各年度末現在

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない就学児童を対象に、放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、支援することを通じて健全な育成を図ることを目的とする事業です。

4年生以上の児童については、放課後子ども教室との連携を視野に入れながら、放課後対策の充実を進めてまいります。また、放課後児童クラブの実施にあたっては、「小1の壁」や「待機児童」等の問題の解消に努めます。

本市の放課後児童クラブの児童数は、第2期計画の計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間に於いて増加傾向にあり、この傾向は今後数年間続くものと見込まれます。市では、今後の入所希望の動向を見極めながら、支援員の増員、学校の空き教室や他の公共施設の有効活用等受け皿の充実に向けた必要な対策を検討・実施することとし、今後の見込み量に対応できる体制整備をスピード感を持って進めていきます。また、クラブ運営の民間委託を計画的に進め、民間のノウハウや活力を活用した保育内容の充実を図っていきます。

※小1の壁：放課後児童クラブの開所時間は、認定こども園等と比べると短いため、子どもが小学校に入学すると、これまで勤めていた仕事を辞めざるを得ない状況となること。

※待機児童：利用を希望しているものの、利用できなかった児童のこと。

■ 放課後児童クラブの児童数の推移

（単位：人）

クラブ名※ （対象小学校）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	児童クラブ「けやき」1・2・3 （岩井第一小学校）	53	76	95	96	89
2	ニコニコクラブ1・2・3・4 （岩井第二小学校）	88	108	104	100	116
3	元気クラブ （弓馬田小学校）	15	25	25	32	29
4	なつめっ子クラブ （飯島小学校）	20	28	26	25	21
5	ちびっ子クラブ1・2 （神大実小学校）	22	39	52	53	56
6	児童クラブ「あかつき」1・2 （七郷小学校）	22	34	40	55	68
7	児童クラブ「ひまわり」1・2 （中川小学校）	65	75	80	86	80
8	児童クラブ「青空」1・2 （長須小学校）	43	54	57	52	51
9	なかよしクラブ （七重小学校）	40	34	30	31	26
10	さしま保育園児童クラブ1・2・3 （生子菅小学校）	47	81	90	93	96
11	若草児童クラブ1・2・3 （逆井山小学校）	74	86	88	84	92
12	明德児童クラブ1・2・3 （沓掛・内野山小学校）	76	102	87	94	92
計		565	742	774	801	816

※クラブ名は令和6年度時点のもの

資料：こども課（各年度末現在）

(単位：人)

項目		定員数	令和6年4月1日時点の入所児童数						
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	総計
1	児童クラブ「けやき」1・2・3 (岩井第一小学校)	90	41	26	20	23	0	0	110
2	ニコニコクラブ1・2・3・4 (岩井第二小学校)	120	32	36	36	14	4	0	122
3	元気クラブ (弓馬田小学校)	30	7	7	9	7	2	2	34
4	なつめっ子クラブ (飯島小学校)	20	4	6	4	1	3	2	20
5	ちびっ子クラブ1・2 (神大実小学校)	50	15	12	16	10	7	6	66
6	児童クラブ「あかつき」1・2 (七郷小学校)	60	16	18	23	9	7	3	76
7	児童クラブ「ひまわり」1・2 (中川小学校)	90	23	19	16	13	13	14	98
8	児童クラブ「青空」1・2 (長須小学校)	60	9	10	19	11	6	0	55
9	なかよしクラブ (七重小学校)	30	10	12	7	2	1	1	33
10	さしま保育園児童クラブ1・2・3 (生子菅小学校)	90	19	21	10	23	11	13	97
11	若草児童クラブ1・2・3 (逆井山小学校)	90	23	25	20	17	11	5	101
12	明德児童クラブ1・2・3 (沓掛・内野山小学校)	100	23	22	27	16	14	1	103
計		830	222	214	207	146	79	47	915

資料：こども課



■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策

(単位：人、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 利用実人数	939	1,040	1,059	1,100	1,087
1～3年生	621	628	595	592	564
4～6年生	318	412	464	508	523
確保方策 利用実人数	939	1,040	1,059	1,100	1,087
実施か所数	12	12	12	12	12

※各年度4月1日現在

④ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）をいいます。

当事業を実施する施設等は市内になく、下妻市内の児童養護施設「自生園」との利用契約により短期入所生活援助事業（ショートステイ）の提供をしています。

利用実績はありませんが、必要時において利用できる体制づくりに努めるとともに、今後も利用契約を継続し、短期入所生活援助事業を実施していきます。

■ 子育て短期支援事業の利用状況

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	0	0	0	0

資料：こども課（各年度末現在）

■ 子育て短期支援事業の実施施設（令和6年4月現在）

- ・児童養護施設「自生園」（下妻市）

■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間延べ利用人数	10	10	10	10	10
確保方策 年間延べ利用人数	10	10	10	10	10

※各年度末現在

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けます。

今後も引き続き、保健師等が計画的に訪問し、支援体制を充実させていきます。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実人数	247	266	259	216

資料：健康づくり推進課（各年度末現在）

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 対象実人数	202	199	195	195	194
確保方策 対象実人数	202	199	195	195	194

※各年度末現在

⑥ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。

養育支援訪問事業では、健康づくり推進課とこども課で養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

今後も引き続き、要保護児童対策協議会の開催及び通常業務において密な情報共有を行い、連携強化を図ります。

■ 養育支援訪問事業の利用状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実人数	142	68	74	38

資料：健康づくり推進課・こども課（各年度末現在）

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 訪問実人数	60	58	56	54	51
確保方策 訪問実人数	60	58	56	54	51

※各年度末現在

⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもので、現在、市内の子育て支援センター9か所で実施している事業です。子育て支援センターは専任職員2人を配置し、1日5時間以上、週5日以上で親子10組が集えるスペースを設け、各地域における子育て支援の拠点として事業を実施しています。

引き続き、事業のPRや参加しやすいイベントの開催などにより、気軽に利用できるよう利用者の拡大を進めます。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用回数	2,201	1,813	3,463	5,739

資料：こども課（各年度末現在）

■ 地域子育て支援拠点事業の実施施設（令和6年4月現在）

- ・ 認定こども園あかつき保育園
- ・ 認定こども園岩井保育園
- ・ 認定こども園小山保育園
- ・ 認定こども園さしま保育園
- ・ 認定こども園サンキッズ
- ・ 認定こども園すずのき
- ・ 認定こども園若草明德保育園
- ・ 認定こども園ひまわり
- ・ 認定こども園ふたば

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

(単位：人回、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間延べ利用回数	2,778	2,711	2,755	2,719	2,684
確保方策 年間延べ利用回数	2,778	2,711	2,755	2,719	2,684
実施か所数	9	9	9	9	9

※各年度末現在

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について（主として昼間）、幼稚園や認定こども園等において、一時的に保育を行うものです。

幼稚園等の預かり保育は11か所、認定こども園等での一時預かりは9か所（1日1か所3人程度）の受入れとなっています。保護者のニーズが高い事業であることから、利用意向に対応できる体制の確保に向けて整備を進めていきます。

■ 一時預かり・預かり保育の利用実績

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園等における預かり保育 年間延べ利用人数	21,609	28,945	27,132	26,065
認定こども園等における一時預かり 年間延べ利用人数	1,107	1,543	689	1,051

資料：こども課（各年度末現在）

■ 幼稚園等の預かり保育の実施施設（令和6年4月現在）

- ・若草明德幼稚園
- ・認定こども園小山保育園
- ・認定こども園若草明德保育園
- ・猿島幼稚園
- ・認定こども園さしま保育園
- ・認定こども園ひまわり
- ・認定こども園あかつき保育園
- ・認定こども園サンキッズ
- ・認定こども園ふたば
- ・認定こども園岩井保育園
- ・認定こども園すずのき

■ 認定こども園等の一時預かりの実施施設（令和6年4月現在）

- ・認定こども園あかつき保育園
- ・認定こども園すずのき
- ・認定こども園岩井保育園
- ・認定こども園若草明德保育園
- ・認定こども園小山保育園
- ・認定こども園ひまわり
- ・認定こども園さしま保育園
- ・認定こども園ふたば
- ・認定こども園サンキッズ

■ 1号認定（幼稚園等）の一時預かり（預かり保育）の量の見込みと確保方策

（単位：人日、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間延べ利用人数	21,514	20,391	19,218	17,920	17,546
確保方策 年間延べ利用人数	21,514	20,391	19,218	17,920	17,546
実施か所数	11	11	11	11	11

※各年度末現在

■ その他（認定こども園等）の一時預かりの量の見込みと確保方策

（単位：人日、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間延べ利用人数	901	865	844	809	795
確保方策 年間延べ利用人数	901	865	844	809	795
実施か所数	9	9	9	9	9

※各年度末現在

⑨ 病児保育事業

病児保育は、病院・認定こども園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。本市では、病後児保育事業※¹を1か所、体調不良児保育事業※²を1か所で実施しています。今後は、利用意向に対応できるように、事業を継続するとともに、病後児だけでなく、病気の際の一時預かりのニーズもあることから、動向を見ながら提供体制を確保していきます。

※1 病後児保育事業：病気やけがの回復期にあり、医療機関による入院治療は必要ないが、家庭での保育も、他の児童との集団生活も困難な時期に、一時的に預かりを行う事業。

※2 体調不良児保育事業：保育中の体調不良児を保護者の迎まで安静に預かる事業。

■ 病児保育事業の利用実績

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	34	131	116	144
病後児対応型	34	81	73	82
体調不良児対応型	—	50	43	62

資料：こども課（各年度末現在）

■ 病児保育事業の実施施設（令和6年4月現在）

- ・医療法人 清風会 病後児保育施設「七星」
- ・認定こども園若草明德保育園

■ 病児保育事業の量の見込みと確保方策

（単位：人日、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間延べ利用人数	94	90	85	82	80
確保方策 年間延べ利用人数	94	90	85	82	80
実施か所数	2	2	2	2	2

※各年度末現在

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。本市では、子育てサポーター事業として実施しています。

幼稚園や認定こども園等、放課後児童クラブのお迎えなど、子育て家庭の多様な保育ニーズにきめ細かに対応できる事業であることから、今後はファミリー・サポート・センター事業※としての展開を視野に入れ、利用意向に対応できる体制整備の改善を図っていきます。

※ファミリー・サポート・センター事業：

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、一時預かり等の援助を受けたい保護者と援助を実施する団体等との連絡・調整を行う事業。

■ 子育てサポーターの活動実績

（単位：人、時間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供会員登録者数	1	0	0	3
利用登録会員数	1	0	0	3
年間利用時間	6	0	0	29.5

資料：社会福祉協議会（各年度末現在）

■ 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保方策

（単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 年間延べ利用日数	1	1	1	1	1
乳幼児	1	1	1	1	1
小学生	—	—	—	—	—
確保方策 年間延べ利用日数	1	1	1	1	1

※各年度末現在

⑪ 妊婦健康診査

妊婦と赤ちゃんの健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査及び計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠週数に応じた医学的検査を実施する事業です。妊婦健康診査に対する補助券を配布することで妊娠期間中の経済的負担の軽減を図るとともに、母親が安心して出産できる体制を整えます。

■ 妊婦健康診査補助券受領者数

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数	281	295	230	258

資料：健康づくり推進課（各年度末現在）

■ 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 対象実人数	270	265	265	260	260
確保方策 対象実人数	270	265	265	260	260

※各年度末現在

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■ 確保方策

実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、国が設定する対象範囲と上限額をもとに検討を行っていきます。令和元年10月から実施された幼児教育・保育無償化における副食費の実費徴収については、新制度未移行幼稚園に対しても負担軽減を行っていきます。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

■ 確保方策

今後の国の動向を踏まえて、供給体制整備の必要性に応じて、調査研究を進めます。

⑭ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊婦期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とした事業です。

■ 妊婦等包括相談支援事業の利用状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象実人数	—	—	—	530

資料：健康づくり推進課（各年度末現在）

■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 対象実人数	270	265	265	260	260
確保方策 対象実人数	270	265	265	260	260

※各年度末現在

⑮ 産後ケア事業

産後ケアを必要とする、産後1年以内の母親に対して、心身のケアや育児サポート等を行う事業です。

■ 産後ケア事業の利用状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象延べ人数	8	12	11	52

資料：健康づくり推進課（各年度末現在）

■ 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 対象延べ人数	61	60	60	59	59
確保方策 対象延べ人数	61	60	60	59	59

※各年度末現在

⑯ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年度から新たに行われる事業です。保護者の就労要件などを問わず、0歳6か月から3歳未満までを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、認定こども園等に預けることができる制度です。

■ 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 利用実人数	—	17	17	17	17
確保方策 利用実人数	—	17	17	17	17
実施か所数	—	2	2	2	2

※各年度末現在

⑰ 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安や負担を抱え、支援が特に必要と認められる家庭に対して、ヘルパーやベビーシッター等が居宅を訪問して家事や育児の支援を行う事業です。

今後、事業の実施について検討します。

⑱ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

今後、事業の実施について検討します。

⑨ 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

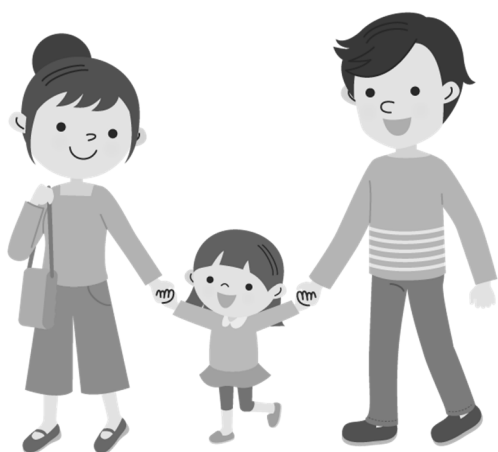
また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

■ 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 対象実人数	16	16	16	16	16
確保方策 対象実人数	16	16	16	16	16

※各年度末現在



3. 子ども・子育て支援に係る教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園のサービスの向上

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つことから、保護者の就労状況の変化などに関わらず、柔軟に子どもを受け入れることが可能なため、子どもにとっても継続的、安定的な保育環境を提供することができる施設です。

本市では、認定こども園の機能について、広く周知や理解を進め、子育て家庭の意向と国や県の動向を踏まえながら、認定こども園の普及について推進しており、令和6年度現在、市内には9か所の認定こども園が設置されています。今後は、認定こども園のサービスのさらなる向上に努めていきます。

また、幼児期における教育・保育の一層の向上を図るため、情報の共有や、市内の教育・保育施設の職員（幼稚園教諭、保育士、保育教諭等）の合同研修を実施します。

■ 認定こども園の設置見込み数

(単位：か所)

	実績	見込み				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
認定こども園	9	9	9	9	9	9

資料：こども課

(2) 幼児期の教育・保育と小学校等との連携の推進

乳幼児期の発達には連続性を有し、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるという認識に立ち、質の高い教育・保育を提供するため、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業者、さらに小学校との相互の連携を図ります。

また、保幼小の接続に関する研修会の開催や相互交流の実施により、教育及び保育内容の充実につなげていきます。

第5章 施策の展開

1. 地域全体で支える子育て支援

(1) 子育て家庭への支援、ネットワークづくり

近年、核家族化や地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもと保護者を取り巻く環境は変化しており、特に子育て家庭においては、孤立感や不安感、育児ストレス等が増えてきている現状にあります。

本市では、『坂東市教育振興基本計画』と連携し、子育て支援センターや児童福祉センターなどを中心に、子育て家庭に対する支援を行っています。保護者の不安や負担を軽減するために、引き続き、子育てに関する情報や、親同士が交流できる場を提供するとともに、母子保健推進員や家庭相談員の充実を図り、相談体制のさらなる強化に努めます。

また、各事業やサービスの質の向上に取り組むことはもとより、各家庭の状況や、保護者の就労形態に応じたきめ細かい支援を、効果的・効率的に提供するため、子育て支援事業者や保健福祉部、教育委員会等との情報交換・情報共有を行うなど、地域のネットワーク化を促進します。

さらに、すべての子育て家庭が適切なサービスを受けられるよう、子育てガイドブックを作成・配布するほか、広報誌やホームページ、SNS等の情報媒体を活用して、各事業やサービスの周知に努めます。子育てに関するイベントや手当等についても、様々な機会をとおして情報の提供に取り組み、子育てのしやすいまちを目指します。

【具体的な取組】

施策・事業名	母親クラブへの支援	担当課	こども課
概 要	既存のクラブの周知とともに、新たなクラブの育成支援を充実します。活動場所の情報提供等側面からの支援をしていきます。		
令和5年度実績	母親クラブ数：1クラブ	令和11年度目標	継続

施策・事業名	「母子保健推進員」活動の充実	担当課	健康づくり推進課
概 要	行政と市民をつなぐ地域の身近な相談者「母子保健推進員」による事故予防活動等を実施し、活動の充実を図ります。 母子保健事業の円滑な推進を図るため、行政と市民をつなぐパイプ役として活動します。また、母子保健推進のための会議及び研修に参加します。		
令和5年度実績	母子保健推進員会議：3回 母子保健推進員研修会：2回 健康まつり：1回	令和11年度目標	母子保健推進員会議：3回 母子保健推進員研修会：2回 健康まつり：1回

施策・事業名	絵本に親しむ機会の拡充	担当課	図書館
概 要	3か月健診の際に「ブックスタート」事業を実施、絵本を子育てに取り入れるよう案内や読み聞かせをしながら、絵本の配布を行っています。 おはなし会の開催等により、本を通じた親子のふれあいの大切さも伝えていきます。 定期的にブックスタート事業、支援センターでの読み聞かせ、図書館内での赤ちゃん向けのおはなし会などを継続して実施します。また、図書館での絵本の貸出の促進のため、赤ちゃん向けの絵本をそろえた書架用意し、ブックリストを作成しています。		
令和5年度実績	ブックスタート配布率：96.8%	令和11年度目標	継続

施策・事業名	世代間交流事業の推進	担当課	こども課
概 要	乳幼児と高齢者・小中学生等との交流の場を提供し、交流活動を推進します。		
令和5年度実績	実施なし	令和11年度目標	推進

施策・事業名	子育て支援等に関する事業のネットワーク化	担当課	こども課
概 要	「子ども・子育て会議」での提言を得ながら、保健福祉部・教育委員会等の情報交換ネットワーク化に努め、一貫性を持った事業を推進します。		
令和5年度実績	子ども・子育て会議：2回開催	令和11年度目標	継続

施策・事業名	休日保育の充実	担当課	こども課
概 要	保護者の勤務等の都合に対応するため、日曜、祝日等に保育が必要な児童を預かります。利用実態と利用ニーズの把握に努め、実情に見合った保育のあり方を検討します。		
令和5年度実績	1か所	令和11年度目標	継続

施策・事業名	保育サービスの質の向上	担当課	こども課
概 要	質の高い保育サービスを提供するため、人材の育成と保育従事者の資質向上を進めます。県の民間保育園等実地検査への協力、市の地域型保育施設への実地検査を行い、質の向上に努めます。		
令和5年度実績	実地検査年1回	令和11年度目標	継続

施策・事業名	育児支援のための情報マップの作成	担当課	こども課 健康づくり推進課
概 要	子育てガイドブックを作成し、母子健康手帳交付時に配布しています。 パンフレットの内容の充実と活用を推進します。		
令和5年度 実績	子育てガイドブックを母子手帳交 付時に配布	令和11年度 目標	継続

施策・事業名	「広報ばんどう」等を活用した情報提供の充実	担当課	こども課
概 要	イベントや各種手当等について、広報誌・ホームページ・情報メール配信サービス を活用し、情報提供をします。 子育て支援センターの月の予定表等を毎月広報誌に載せて情報提供を行います。		
令和5年度 実績	子育てに係る手当、イベント・子 育て支援センター予定表など随時 情報提供	令和11年度 目標	継続

施策・事業名	家庭児童相談の充実	担当課	こども課
概 要	家庭相談員を配置し、子ども（18歳未満）の養育に関する悩みごとや人間関係、児童 福祉に関する電話相談、窓口相談を行います。 児童相談所、健康づくり推進課、社会福祉課、指導課等と連携し、要保護家庭の支援 に当たります。		
令和5年度 実績	家庭相談員：2人	令和11年度 目標	継続

施策・事業名	新生児応援給付金	担当課	こども課
概 要	新生児1人につき5万円を支給し、子育て世帯の経済的負担の軽減及び児童の健全な 育成を図ります。		
令和5年度 実績	支給児童数：214人	令和11年度 目標	継続

施策・事業名	多子世帯給食費軽減事業	担当課	こども課
概 要	市内在住で、年少から中学3年までの子どもが3人以上いる世帯に対し、3人目以降 の給食費を補助し、経済的支援を図ります。		
令和5年度 実績	給付者：143人	令和11年度 目標	継続

(2) 子どもの健全な育成の支援

児童福祉センターや公民館、図書館をはじめとした地域の施設を中心として、子どもの居場所づくりを進めています。

また、校外ボランティアとして、クリーン坂東での清掃活動を実施し、子どもの公共心や社会性を育みます。さらに、保護司や更生保護女性会等との連携を強化することで、青少年の健全育成を図るとともに、非行の防止に取り組みます。今後も子どもの居場所づくりを進めるとともに、子どもの健全育成に関わる様々な活動を促進します。

「放課後子ども教室」については、順次開設を進めてきました。今後も、『坂東市放課後子どもプラン推進計画（平成26年改定）』に基づき、市内の各小学校において、地域の特性をいかにしながら、子どもたちの学力向上や放課後に安全で健全な環境を提供する「放課後子ども教室」（坂東宿題塾）と「放課後児童クラブ」との一体化や連携について、調整を図りながら進めます。

■ 放課後子ども教室の現況（令和6年4月現在）

【坂東宿題塾】

実施日	週5日（月曜日から金曜日）放課後～18：30
場所	坂東宿題塾（岩井郵便局北側）
対象児童	岩井第一、岩井第二小学校に在籍する4年生～6年生 一小172人、二小233人 計405人
定員（参加児童数）	定員80人（参加児童52人 一小37人 二小15人）
活動内容	・宿題や自主学習、文化活動、異年齢・異なる学校の子どもたちとの交流活動、レクリエーション ・移動学習、調理教室等実施

【七郷キッズクラブ】

実施日	週1回（金曜日）放課後～16：30
場所	七郷コミュニティーセンターみどりのさと
対象児童	七郷小学校の全児童 168人
定員（参加児童数）	定員60人（参加児童28人）
活動内容	・宿題・昔ながらの遊び ・参加児童全員によるキッズオリンピックを開催

【七重キッズクラブ】

実施日	週1回（金曜日）放課後～16：30
場所	七重小学校多目的教室
対象児童	七重小学校の全児童 143人
定員（参加児童数）	定員50人（参加児童14人）
活動内容	・折り紙や割りばしなどを使った創作活動 ・異学年交流

【沓掛キッズクラブ】

実施日	週1回（月曜日）放課後～16：30
場所	沓掛小学校図書室
対象児童	沓掛小学校の全児童 196人
定員（参加児童数）	定員50人（参加児童42人）
活動内容	・宿題や自主学習 ・グラウンドを使用した活動

■ 放課後子ども教室の設置見込み数

（単位：校）

	実績	見込み				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象学校数	5	5	5	5	5	5

【具体的な取組】

施策・事業名	「児童館（児童福祉センター）」の整備	担当課	こども課
概要	児童福祉センターが公園と併設され、子どもたちの遊びの場となっており、定期的なイベントも開催しています。 引き続き、親子が安心して集い、遊べる場所の整備に取り組むとともに、母親クラブの活動場所として利用を促進します。		
令和5年度実績	児童館数：1か所	令和11年度目標	継続

施策・事業名	学校施設の開放	担当課	スポーツ振興課
概要	市内の学校施設において、校庭及び体育館の開放を実施します。		
令和5年度実績	17校	令和11年度目標	17校
施策・事業名	校外ボランティア活動の充実	担当課	学校教育課 指導課
概要	児童・生徒の公共心や助け合う心を育てるために、各校地域ボランティアの時間を設定して校外での除草作業や落ち葉掃きを行い、クリーン坂東での清掃活動を行います。今後も積極的なボランティアへの参加や各校におけるボランティア活動の充実を呼びかけていきます。		
令和5年度実績	坂東市むぎの会 会員数：17人 （中学生：5人 高校生：12人） 活動：7回	令和11年度目標	継続・拡充

施策・事業名	保護司や更生保護女性会等との連携強化		担当課	社会福祉課
概 要	少年犯罪の増加が深刻な社会問題となっていることから、青少年の健全育成を助け、非行を防止するため、保護司や更生保護女性会等との連携を図ります。社会を明るくする運動の街頭キャンペーンの実施や、保護司や更生保護女性会が実施する研修会等の取り組みに参加することにより、連携の強化を図ります。			
令和5年度実績	保護司定数：21人 現員数：17人 更生保護女性会 現員数：46人	令和11年度目標	保護司定数：21人 現員数：21人 更生保護女性会 現員数：48人	



(3) 地域における人材の養成

地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるためには、支援の担い手となる人材の確保が必要です。育児経験豊かな主婦のほか、幅広い年齢層の地域人材を確保するとともに、各種研修会や講習会等を開催することで指導者の質の向上を図ります。地域人材の養成と効果的な活用を促進し、地域ぐるみでの子育て支援を推進します。

【具体的な取組】

施策・事業名	図書館ボランティアの受入		担当課	図書館
概要	読み聞かせ等の催し物、広報活動、書架整理等の図書館活動を支えるボランティアの受け入れをしています。幅広い年齢層のボランティアの育成・確保に努めます。			
令和5年度実績	73人	令和11年度目標	継続	

施策・事業名	スポーツ・レクリエーション指導者の育成		担当課	スポーツ振興課
概要	スポーツ・レクリエーション指導者の育成のため、各種講習会等の参加促進に努め、指導者の確保と質の向上を図ります。 指導者の高齢化が進み、若手指導者が不足しているため、若手指導者の育成が急務となっています。 今後は、関係団体と協力して、特に若手指導者の育成に努めるとともに、各種講習会の受講機会を増やして、指導者の質的向上を図ります。			
令和5年度実績	70人	令和11年度目標	70人	

施策・事業名	地域人材の活用、プレイリーダーの育成		担当課	生涯学習課
概要	放課後子ども教室指導員等の地域人材を有効活用したボランティア活動を促進し、子どもの育成支援や子育て支援につなげます。			
令和5年度実績	放課後子ども教室指導員：26人 訪問型家庭教育支援員：10人	令和11年度目標	放課後子ども教室指導員：26人 訪問型家庭教育支援員：12人	

（１）子どもや母親の健康の確保

妊娠・出産にかかる女性の負担は大きく、妊娠期の健康は胎児や母親への影響が大きいので、母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、産前・産後の切れ目のない支援が必要です。

また、保護者の健康が子育て家庭全体の健康につながることから、保護者に対するサポートも重要となっています。

本市では、妊婦健康診査の公費負担や乳幼児健診、各種相談等を通じて、子どもの発達段階に応じた総合的な母子保健サービスの提供に取り組んでいます。

妊娠・出産期、新生児・乳幼児期をとおして母子の健康が確保され、切れ目のない支援を提供できるように、こども家庭センター「こそだてステーション バンビィ（坂東+かわいいBaby）」を設置しました。マタニティクラス・ファミリークラス、各種訪問、乳幼児健診、相談事業等の充実を図ります。マタニティクラス・ファミリークラスでは、正しい知識の普及や、健康情報の提供、仲間づくりを推進し、安心して出産を迎えることができるよう支援します。各種健診については、内容の充実と、受診率の向上に努めるとともに、健診時に、誤飲や転落等の子どもの事故を予防するための啓発を行います。さらに、産前・産後サポート事業や産後ケア事業により、親の育児不安解消のための相談指導等を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点も含めて、産後のメンタルヘルスなどにも配慮した継続的な支援体制を構築していきます。

【具体的な取組】

施策・事業名	母子健康手帳の交付、妊婦健康相談の充実	担当課	健康づくり推進課
概 要	市役所で母子健康手帳の交付を行い、妊娠時から妊産婦等に寄り添い出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。		
令和５年度実績	若年(25歳未満)妊婦 ：36人 13.9% 高齢(35歳以上)初産妊婦 ：14人 5.4% マタニティコール(妊娠８か月時寄り添い電話)：78件 妊娠８か月アンケート回答者 (８月～３月実施)：133人	令和11年度目標	妊娠８か月アンケート回収： 100% 妊娠８か月面接（電話含む）： 100%

施策・事業名	ハッピーバンビークラスの充実		担当課	健康づくり推進課
概 要	妊婦やその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得できるよう、ハッピーバンビークラスを実施し、知識の普及と地域の仲間づくりを推進します。また、最近の育児情報・防災等の情報を提供し、安心して出産を迎えることができるよう支援します。			
令和5年度実績	参加者：54人 参加率：20.9%	令和11年度目標	参加者延べ：95人	

施策・事業名	産婦健康診査の実施		担当課	健康づくり推進課
概 要	出産後間もない時期の産婦を対象とし、医療機関等において母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行います。 心身のケアや育児指導等の支援が必要とされる産婦には、関係機関等と連携し、産後ケア等の適切な支援の利用を勧め、産婦の健康の保持及び産後うつ予防、乳児への虐待予防を図ります。			
令和5年度実績	受診率：84.5%	令和11年度目標	受診率：100%	

施策・事業名	妊産婦・乳幼児訪問指導の充実		担当課	健康づくり推進課
概 要	妊娠期から継続した支援が必要と認められた妊産婦を対象に、保健師等が妊産婦訪問指導を実施しています。また、生後4か月までにすべての家庭を訪問する新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）との連携により、支援が必要な家庭に対し、乳幼児訪問指導を実施しています。妊娠中や産後の不安を軽減するため、必要に応じて各関係機関と情報を共有するなどの連携を図り、支援を充実します。			
令和5年度実績	実施率：94.1% （乳児家庭全戸訪問事業）	令和11年度目標	実施率：100% （乳児家庭全戸訪問事業）	

施策・事業名	乳幼児健康診査の充実		担当課	健康づくり推進課
概 要	乳幼児の発育・発達の確認及び疾病等の早期発見を行い、必要な支援につなげるため、乳幼児健康診査の受診率を向上させるとともに、新生児聴覚検査の助成、3歳児健診時の視力検査の強化など、健診内容の充実を図ります。			
令和5年度実績	3か月児健診受診率：98.6% 乳児委託健診受診率：84.5% 1歳6か月児健診受診率：95.2% 3歳児健診受診率：91.7%	令和11年度目標	各種健診受診率：100%	

施策・事業名	育児相談・指導の充実		担当課	健康づくり推進課
概 要	乳幼児相談で、子どもの身体測定・育児相談・保護者同士の交流を行っています。ひよこサロン、乳幼児相談、母子電話相談等で個々の相談に応じ、地域で子育てをする母親の交流の場を設けることで、育児の孤立化の防止と育児不安の軽減に努めます。			
令和5年度実績	乳幼児相談：128人	令和11年度目標	乳幼児相談：180人	

施策・事業名	母子歯科保健の推進		担当課	健康づくり推進課
概 要	歯科検診を実施するとともに、幼稚園や認定こども園等、小中学校において「歯みがき教室」を実施し、う歯予防に努めます。 1歳6か月児健診、2歳児歯科検診にて個別指導とフッ素塗布を実施しています。			
令和5年度実績	3歳児のう歯のない割合：88.6% 歯みがき教室：3回 213人	令和11年度目標	3歳児のう歯のない割合：90% 歯みがき教室：5回	

施策・事業名	予防接種（感染症予防）の実施		担当課	健康づくり推進課
概 要	予防接種法に基づき、各種予防接種を実施しています。予防接種法の改正が多いため、対象者が混乱を招くことのないように周知の徹底を図ります。 また、感染症の流行阻止及び予防接種率の維持・向上を目指し、感染症に係る情報提供や予防接種の適切な接種勧奨に努めています。			
令和5年度実績	接種率（BCG）：91.4% 接種率（麻疹風疹混合） 第1期：78.9% 第2期：86.4%	令和11年度目標	接種率（BCG）：95% 接種率（麻疹風疹混合） 第1期：95% 第2期：95%	

施策・事業名	小児事故防止対策		担当課	健康づくり推進課
概 要	各健診時にパンフレット等の資料を配布し、保護者への事故防止に関する啓発を進めるとともに、各年齢に応じた事故予防対策に努めます。			
令和5年度実績	1歳6か月児健診時の 事故既往：4.2% 3歳児健診時の事故既往：4.3%	令和11年度目標	1歳6か月児健診時の 事故既往：4% 3歳児健診時の事故既往：4%	

(2) 学童期・思春期からの保健対策の充実

10代の自殺や過度の痩身等、思春期にみられる問題は、次世代の子どもの心身の健康に関する重要な課題となっています。正しい知識を持ち、健全な意識を育めるよう、学校教育全体で「いのちの教育」などをとおして、学童期や思春期の保健対策の充実を進めています。

喫煙や飲酒、薬物等に関する教育については、『学校保健計画』に基づいて行い、青少年の健全育成のため、児童・生徒の発達に応じた指導・啓発を推進します。

また、思春期の保健対策としては、各学校の課題・問題点を踏まえた思春期教室を実施し、性に関する正しい知識の普及や、いのちの大切さを学ぶ機会の充実を図ります。

今後は、子どもを取り囲む様々な課題に対応するために、教育関係者のみならず、保健・福祉関係者や地域団体等が一体となって、子どもの問題行動の未然防止や早期発見、原因の早期解消等に努めるとともに、子どもの心のケアに対する相談体制の整備に取り組みます。

【具体的な取組】

施策・事業名	たばこや薬物乱用防止教育の充実	担当課	学校教育課 指導課
概 要	喫煙飲酒薬物乱用については、学校保健計画に位置づけ、児童・生徒の発達に応じた指導や啓発を行っており、防止教室はすべての小中学校で実施しています。 性に関する指導については、児童生徒の発達段階を踏まえ、学校全体で共通理解を図り、集団指導と個別指導の連携を密にして計画的かつ効果的に行います。また、青少年の健全育成を阻害する要因を解消するため、広く啓発活動を推進します。 今後は、喫煙、飲酒、薬物乱用、がん、自殺、うつ病、虐待、統合失調症、不安症、摂食障害等、様々な課題を抱える子どもたちに対応するために、正しい知識を持ち、予防と回復について理解できるように組織的に取り組んでいきます。		
令和5年度 実績	実施校：17校	令和11年度 目標	継続

施策・事業名	思春期教室の充実	担当課	健康づくり推進課
概 要	思春期を迎えた児童・生徒に対する理解を深め、学校経営や生徒指導の充実を図っています。 今後は、市内全中学校において、各学校の課題・問題点を踏まえた思春期教室を実施し、性に対しての正しい理解といのちの大切さを伝えます。		
令和5年度 実績	市内小中学校で思春期講座実施 中学校：11回 743人 小学校：8回 213人	令和11年度 目標	市内小中学校で思春期講座実施 中学校：12回 小学校：13回

(3)「食育」の推進

食生活の乱れや思春期やせにみられるような、心と身体の問題について、本市では、離乳食教室や学校給食を通じた食育を実施しており、保護者と子どもに対し、食に関する情報の提供や、望ましい食習慣についての指導を行っています。

今後も、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健や教育など様々な分野が連携しながら、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供を推進します。

また、指導内容の充実や、生活習慣等の知識の普及に取り組み、適切な食生活の重要性に対する理解を広めます。

【具体的な取組】

施策・事業名	「離乳食相談」の実施		担当課	健康づくり推進課
概要	乳児のいる保護者を対象に、栄養士による離乳食の講話を行っています。離乳食の進め方についての指導の充実を図ります。 毎月1回、生後5から6か月の子を持つ希望者を対象に離乳食の始め方・進め方を説明します。 さらなる離乳食の指導の充実を図るため、研修への参加や文献等をとおして、知識の向上に努めます。			
令和5年度実績	教室参加者：49組	令和11年度目標	教室参加者：50組	

施策・事業名	学校給食での「食育」の推進		担当課	学校教育課 (学校給食センター)
概要	毎月地元産の米や野菜等を、学校給食に利用しています。また、各小・中学校で、生活習慣病や食事のマナー等について、食に関する指導を行います。家庭には、給食だよりをとおして、食に関する情報を発信します。 共食の楽しさや、生活習慣病の知識等について、児童・生徒や保護者に伝え、学校給食での「食育」の推進をしています。			
令和5年度実績	学校訪問：年117回	令和11年度目標	継続	

(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

安心して子どもを生み育てることができ、また、子どもが将来に夢を持って健やかに育つことができる環境を目指し、行政、地域、学校、企業等が協調しながら、子育て家庭を温かく見守り支える意識の醸成に努めます。

【具体的な取組】

施策・事業名	行政、地域、学校、企業等との連携	担当課	こども課
概 要	子ども・子育て会議において、地域団体や商工会、J A等との連携について検討し、行政、地域、学校、企業等が連携した次世代育成支援を推進します。		
令和5年度実績	連携実施	令和11年度目標	継続



(5) 小児医療等の充実

安心して子どもを生み育てるための基盤である医療体制の確保に努めていますが、産科や小児科の医療体制は依然として不足しており、現在、4つの病院が輪番制で小児科医等を配置しています。

今後も、医療機関の連携のもと、小児医療体制の充実を図るとともに、市内での産科・産婦人科医師の確保に向けて、医学生と医師に対する奨学金と開業資金の貸付制度を継続します。

また、子どもの健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減のため、子どもと妊産婦の医療費の助成をしていきます。さらに、不妊に対する支援も引き続き実施し、不育症に対する支援も今後計画していきます。

【具体的な取組】

施策・事業名	子どもの医療費助成（マル福）の実施	担当課	保険年金課
概 要	子どもの健やかな成長と子育て家庭の医療費軽減のため、出生から小学6年生までの入院・外来と、中学生から高校3年生までの入院について医療費を助成します。		
令和5年度実績	受給者：6,394人 受診件数：57,299件	令和11年度目標	継続

施策・事業名	妊産婦の医療費助成（マル福）の実施	担当課	保険年金課
概 要	妊産婦の健康保持推進のため医療費助成します。健康づくり推進課と連携して、母子手帳と同時に受給者証を交付します。		
令和5年度実績	妊産婦の医療費助成受給者：165人	令和11年度目標	継続

施策・事業名	子どもの医療費助成（すこやか医療費助成）の実施	担当課	保険年金課
概 要	坂東市独自の制度であり、出生から18歳までのマル福に該当しない方の入院・外来及び中学生からの外来の医療費を助成します。また、妊産婦の妊娠に関連しない疾病について、医療費を助成します。		
令和5年度実績	0歳から高校3年生までの医療費助成 受給者：2,484人 受診件数：20,705件 妊産婦医療費助成 受給者：165人 受給件数：133件	令和11年度目標	継続

施策・事業名	小児医療体制の確保	担当課	健康づくり推進課
概 要	休日夜間における小児救急患者に対応するため、茨城西南医療センター病院、友愛記念病院、古河赤十字病院、古河総合病院の4つの病院が輪番制で小児科医等を配置しています。 今後も医療機関協力のもと、小児医療体制のさらなる充実に向け関係機関と連携していきます。		
令和5年度実績	小児救急輪番制受診者数：424人	令和11年度目標	継続

施策・事業名	不育症に対する支援	担当課	健康づくり推進課
概 要	不育症の治療（自費診療分）を受けている人に対する助成を行っています。（上限5万円）		
令和5年度実績	不育症助成：0件	令和11年度目標	不育症助成：1件



3. 豊かな人間性を育む教育環境

(1) 学校等の教育環境の整備

次代の担い手である子どもが、豊かな心や健やかな身体をもって成長できるよう、特色ある総合的な学習の時間の充実や、環境教育、情報教育、福祉教育、国際理解教育などを推進しています。特に今期については、平成30年度に策定された『坂東市教育振興基本計画』の中で掲げられているように、幼児期からの教育をととして、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の一貫した教育の推進に努めます。

また、ICT環境の整備を行い、教育の情報化の推進に取り組んでいきます。

今後も、やさしさや思いやりを育む教育を進めるとともに、個性豊かに生きる力を身につけられるよう、確かな学力の向上に取り組めます。

さらに、適応指導や教育相談体制の充実及び各事業の周知を徹底することにより、いじめ、暴力行為、不登校など、児童・生徒が抱える様々な悩みや問題への早期対応に努めます。

【具体的な取組】

施策・事業名	公立幼稚園・認定こども園の幼児教育の充実	担当課	学校教育課 指導課
概要	きめ細かい教育・保育を行えるよう、幼稚園教諭・保育教諭の資質の向上と保育環境の整備をします。 指導課では、新規採用研修、園内リーダー研修などの県主催の研修支援と計画訪問による直接の指導を行います。		
令和5年度 実績	園内研修等による教諭の資質向上	令和11年度 目標	継続・拡充

施策・事業名	特色ある総合的な学習の時間（ふるさと発見）の推進	担当課	学校教育課 指導課
概要	郷土の歴史や活躍した人物などについて、地域の人材や教材を活用した教科横断的な学習をととして、ふるさとの良さを発見できるような取組をより一層推進します。 地域学習は、各学校の教育計画に基づき、生活や総合の時間を活用して行い、児童生徒が地域の特徴や魅力を発見できるよう、内容の充実に努めます。		
令和5年度 実績	事業実施校数：17校	令和11年度 目標	継続

施策・事業名	環境教育、情報教育、福祉教育、国際理解教育の推進	担当課	学校教育課 指導課
概 要	外国語指導助手を配置するなど、外国語活動や国際理解教育を推進しています。また、環境・福祉に関する体験活動をととして、思いやりや協力する心を育むための取組を推進します。 外国語指導助手の活用については、今後、さらによりよい活用方法等について助言を行っていきます。		
令和5年度 実績	外国語指導助手を活用した異文化 についての授業実施校：17校	令和11年度 目標	継続

施策・事業名	「こころの教育」の推進	担当課	学校教育課 指導課
概 要	道徳の時間を中心に、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等との連携を図り、学校教育全体をととして、「こころの教育」の充実に一層努めます。 小学校だけでなく、中学校においても「こころの教育」を推進します。		
令和5年度 実績	道徳の時間の学校公開校数：17校	令和11年度 目標	継続

施策・事業名	教育支援の充実	担当課	学校教育課 指導課
概 要	不登校や学校不適応傾向にある児童・生徒が、学校復帰や通常の学校生活を送ることができるよう指導しています。 学校及び保護者等への教育支援センター「ひばり」「ちゃのはな」の周知を行うとともに、関係機関との連携を図り、教育支援の充実を推進します。		
令和5年度 実績	学級復帰児童生徒：2人	令和11年度 目標	継続・拡充

施策・事業名	いじめ等青少年の問題行動への対策（生徒指導）	担当課	学校教育課 指導課
概 要	電話や面接などの方法により、児童・生徒の悩みや問題に早期に対応し、指導を行う教育相談を進めています。 今後も小中学校への教育支援センターにおける電話相談の周知や、中学校への「心の教室相談員」の配置を行うなど、教育相談体制の充実を推進します。		
令和5年度 実績	心の教室相談員相談件数：273件	令和11年度 目標	継続・拡充

(2) 文化、スポーツ活動の推進

子どもたちの豊かな人間性を育み、かつ、たくましく生きる力が身につくよう、地域の文化、スポーツ活動を促進するとともに、各種団体・施設との連携を図りながら、多様な体験学習を推進しています。今期については、『坂東市教育振興基本計画』の取り組み方針を踏まえ、市民の誰もが、生涯にわたり学び、芸術や文化、スポーツに親しむことができ、「坂東市で学び続けたい」と思えるような環境の整備を推進します。

子どもが参加できる生涯学習講座やスポーツ教室の実施、職業体験や子育て体験等の多様な学習機会の提供などを進めるほか、図書館事業の充実に努めます。

地域のスポーツ教室やスポーツクラブについては、ニーズ調査や聴き取り調査を行い、その結果を踏まえた取組を進めます。

【具体的な取組】

施策・事業名	社会体験の充実	担当課	指導課
概 要	児童・生徒の社会体験ができる場として、市の商工会と協力して市内の商店や事業所などとの連携を図りながら、キャリア教育の充実を進めています。職場体験学習のほか、家庭科の保育分野の学習として、中学生を対象に市内幼稚園や認定こども園等での子育て体験学習を実施しています。 幼稚園や認定こども園等における体験学習や、高齢者施設への訪問活動の実施については、今後も各学校の教育計画に基づいて行います。また、必要なときに各施設と連携できる状況の維持に努めます。		
令和5年度実績	職場見学・体験実施校数：13校	令和11年度目標	継続・拡充

施策・事業名	スポーツ少年団の充実	担当課	スポーツ振興課
概 要	スポーツ少年団活動を支援し、団員の確保に取り組むことで、心身ともに健康な体力づくり、競技力の向上を図ります。 今後は、今まで以上に、学校や地域各団体と連携し、小中学生に対してスポーツ少年団活動を周知することにより、団員数の確保に努めます。また、活動の内容も適宜見直しを行い、子どもにとって魅力ある活動を実施するようにします。		
令和5年度実績	24団体	令和11年度目標	20団体

施策・事業名	スポーツ教室、スポーツ交流の推進	担当課	スポーツ振興課
概 要	老若男女が幅広くスポーツに親しみ、楽しめるよう、各種スポーツ教室を開催しています。スポーツへの親しみ・楽しみを持つ機会を推進していきます。 今後、市民のニーズ調査を適宜実施し、開催要望の多いスポーツについては、教室を開催する方向で検討します。		
令和5年度実績	7教室	令和11年度目標	7校

施策・事業名	総合型地域スポーツクラブの充実		担当課	スポーツ振興課
概 要	新規クラブの設立を促進するとともに、会員及び指導者の確保と質の向上に努めます。また、現状のクラブの活動を支援し、クラブの質的向上を図ることにより、会員数の確保に努めます。			
令和5年度実績	1クラブ	令和11年度目標	1クラブ	

施策・事業名	「図書館」事業の充実		担当課	図書館
概 要	おはなし会や映画会など、子どもが図書館や本にふれあうきっかけになるイベントを充実させていきます。 また、イベントで来館した利用者を貸出につなげていけるような魅力ある書架作りも考えていきます。			
令和5年度実績	岩井図書館 おはなし会：38回 386人 おひざの上のおはなし会：17回 70人 猿島図書館 おはなし会：40回 198人 おひざの上のおはなし会：37回 31人	令和11年度目標	継続	



(3) 家庭や地域の教育力の向上

近年、核家族化や地域交流の希薄化などにより、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。

本市では、地域社会全体で子どもを育てるという観点から、保護者及び保育者を対象とした読書講座を開催しており、また、小学校からの依頼に応じてブックトークや読み聞かせ講習等を行います。図書館と本を活用することで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

【具体的な取組】

施策・事業名	保護者及び保育者を対象とした読書出前講座の開催	担当課	図書館
概 要	司書の知識や技能を活かした研修内容を企画し、研修内容の充実を進めます。また、サービスの周知に努めるとともに、開催機会を拡大します。 こども園や小学校からの依頼を受けてブックトークや読み聞かせ講習等を行います。学校以外でも、高齢者を対象とした図書館の説明会や、一般向けの読み聞かせ講習会を行います。		
令和5年度実績	依頼なし	令和11年度目標	拡大

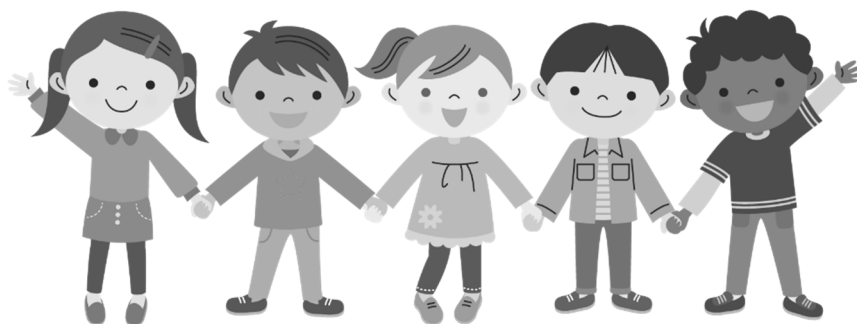
施策・事業名	訪問型家庭教育支援事業	担当課	生涯学習課
概 要	地域の人材を活かした訪問型家庭教育支援チームを編成し、不登校や引きこもり問題等を抱えるなどして主体的な家庭教育が困難となっている家庭へ訪問を行い、保護者の悩みや不安に寄り添いながら家庭教育力の向上を図り、養育環境の改善や子どもの教育現場への復帰を目指します。 また、訪問先で得た情報や保護者の要望等については、保健福祉部や教育委員会が連携・協力を図りながら協議し、よりよい支援を行えるよう努めます。		
令和5年度実績	支援対象家庭21家庭 (小学生5人・中学生16人・高校生1人) 支援員による訪問回数：149回 学校とのケース会議：37回	令和11年度目標	支援対象家庭：24家庭 支援員による訪問回数：168回 学校とのケース会議：30回

施策・事業名	家庭教育学級	担当課	生涯学習課
概 要	家庭生活全体を通じて、子どもに自立の能力や態度を養う教育で、出生から青年期にわたって、発達の適時性に応じ、家庭教育全体を通じて行われる人間教育です。幼少中に各1学級を設け、年間4から5回程度（1回当たり2時間から3時間）保護者を対象とし、子どもの教育について集団で学習します。 最も早いものでは3か月児健診時の家庭教育学級があり、自立のベースとなる家族との絆づくりの大切さを伝え、子どもにとって家庭が安全な場所である必要性について学んでいただいています。		
令和5年度実績	家庭教育講話：17実施 （園2、小学校12、中学校3） 就学時健康診断時家庭教育講話：13校 乳幼児健（検）診時子育てに関する資料を配布：1,046人 企業における家庭教育学級：4件	令和11年度目標	家庭教育学級講話：17実施 就学時健康診断時家庭教育講話：13校 乳幼児健（検）診時子育てに関する資料配付：参加者全員 企業における家庭教育学級：5件

（４）多様な文化を持った子どもと家庭への支援

国際化が進んでいる現代では、日本においても、海外に在留し帰国する日本人や、日本で生活する外国人が増加してきており、そうした傾向に伴って、外国とつながりのある子どもの数も増加すると考えられます。外国とつながりのある子どもたちが日本で生活し、育っていく中では、言葉や文化、習慣等の違いから様々な困難があることが想定されるため、子どもが日本の環境に溶け込み、その保護者が安心して子育てをできるように支援を進める必要があります。

すべての子どもが隔たりなく成長でき、豊かな心や健やかな身体を育んでいくため、外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるよう、多言語による情報提供や相談体制の整備のほか、外国人の子どもが利用する教育・保育環境づくり等を検討します。



4. 子ども等の安全を確保する生活環境

(1) 良好な住宅、良好な居住環境の確保

子育て世帯が、安心して暮らすことができるよう、安全で快適な居住環境の整備に努めています。

親子が安心して外出できるよう、今後も、道路や公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、子育て家庭に配慮した駐車スペース等の確保を進めます。さらに、環境美化活動や、公園等の整備・点検を推進し、憩いと潤いのある生活環境の創出に努めます。

また、住宅の安全性やユニバーサルデザインについての啓発を進めます。

【具体的な取組】

施策・事業名	環境美化活動（クリーン坂東）の推進	担当課	生活環境課
概 要	「坂東市環境美化の日」の5月及び10月に、市民の協力を得て、道路や公共の場所、集積所等の一斉清掃を実施しています。		
令和5年度実績	参加人数：12,514人 回収したゴミの量：8,460kg	令和11年度目標	継続

施策・事業名	バリアフリー等の推進	担当課	道路建設課 都市整備課
概 要	新設公園等については、バリアフリー化を実施しています。 親子が安心して外出できるよう、引き続きバリアフリー化やユニバーサルデザインの活用を推進します。		
令和5年度実績	実施なし	令和11年度目標	推進に努める

施策・事業名	憩いと潤いを与える都市公園等の整備	担当課	都市整備課
概 要	ポケットパークや緑地・空き地等を配したゆとりある生活環境の創出に努め、公園等の整備を推進します。また、子どもの遊び場の拡充等を図るため、坂東PAハイウェイ・オアシスの整備を進めていきます。 公園外灯については、LED化等、改修、整備を進めており、今後も憩いの場としての公園が提供できるよう、改修、維持管理を進めていきます。		
令和5年度実績	八坂公園、緑のスポーツ広場、幸神平公園、八坂水生公園の施設修繕	令和11年度目標	拡充

施策・事業名	児童遊園地、身近な遊び場の確保	担当課	こども課
概 要	定期的に遊具の点検をし、危険な遊具の撤去・修繕等を行い、環境面からも常に安全・安心な公園の維持に努めます。		
令和5年度実績	地区児童遊園地数：37か所	令和11年度目標	継続

(2) 安全な交通環境の整備

誰もが安全に行動できるよう、学校周辺の歩道整備や交通危険か所の改善、地域公共交通網の確保・維持・改善などを進めています。

今後も、歩道等の整備、車両速度を抑制する対策など、安全で安心な道路空間の創出に努めます。特に、多くの子どもが利用する施設の周辺や通学路等においては、事故の危険性に配慮し、歩道の整備やゆとりある空間づくりに努めるとともに、合同点検による危険か所の把握・改善を推進します。

また、交通安全に対する意識高揚のため、関係団体との連携による交通安全教室を引き続き開催し、交通事故の防止につなげます。

【具体的な取組】

施策・事業名	通学路の街路樹の剪定、歩道の確保	担当課	道路管理課 道路建設課
概 要	子どもたちが安全に道路を利用できるよう、通学路の街路樹の剪定、交差点や交通危険か所等の改善を行い、日常生活における安全性の確保と利便性の向上を図ります。また、歩道の確保に努めます。 通学路合同点検時に指摘のある交通危険か所については、随時改善等を行います。		
令和5年度実績	歩道率：3.94%	令和11年度目標	継続

施策・事業名	地域公共交通の確保・維持・改善	担当課	企画課
概 要	子どもや妊産婦等交通弱者の移動の利便性・安全性を確保するため、学校や市街地、医療施設などを連絡するコミュニティバスや、自宅等と目的地をドア・ツー・ドアでつなぐデマンドタクシー、守谷駅直行型路線バスの運行等、地域公共交通の確保・維持を図ります。また、地域情勢や交通需要に応じて適宜、見直し・改善を図ります。		
令和5年度実績	市内公共交通の運行状況： コミュニティバス デマンドタクシー 民間路線バス（3社・6系統） 民間タクシー（5社）	令和11年度目標	市内公共交通の運行状況： コミュニティバス デマンドタクシー 民間路線バス（3社・6系統） 民間タクシー（5社）

施策・事業名	「立哨活動」、「幼児交通安全ひまわりクラブ」の充実	担当課	交通防災課
概 要	交通安全協会や母の会等の関係団体の協力を得ながら、交通安全教育の周知徹底を図ります。今後は、こども園等に交通安全講師を派遣し、幼児交通安全教室を開催していきます。		
令和5年度実績	実施なし	令和11年度目標	5校実施

施策・事業名	交通安全キャンペーン等、交通安全団体との連携		担当課	交通防災課
概 要	警察や交通安全団体との連携を図り、通学路の安全確保や交通安全教室の開催など、交通事故防止の取組を進めます。			
令和5年度 実績	キャンペーン：4回実施 参加者数：100人 交通安全教室：22回開催 参加者数：1,298人	令和11年度 目標	継続	



(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

子どもを犯罪から守り、親子がともに安心して生活できるよう、地域ぐるみの防犯パトロールの促進や防犯対策に取り組んでいます。

今後も、子どもが犯罪の被害に遭わないよう、関係機関と連携しながら、防犯パトロール活動をはじめとした地域の防犯活動を促進します。

また、犯罪の未然防止のため、地域の要望に基づいて防犯灯の設置を進めるとともに、有害看板や貼紙の撤去など、まちの美観維持や環境改善を図ります。

【具体的な取組】

施策・事業名	防犯パトロール活動の充実		担当課	交通防災課
概 要	関係団体の協力を得ながら、市内全域の広報と巡回パトロール等を実施しています。防犯パトロールの実施を行うほか、防犯カメラ等のハード面事業も進めます。			
令和5年度実績	定例防犯パトロール：0回 防犯カメラ延べ設置：73か所	令和11年度目標	定例防犯パトロール：3回 防犯カメラ延べ設置：100か所	

施策・事業名	街路灯、防犯灯の設置		担当課	交通防災課
概 要	犯罪を未然に防ぐため、通学路や人通りの少ない地域への防犯灯の設置を進めています。環境・省エネに配慮したLED 防犯灯の整備を進めます。			
令和5年度実績	新設設置：72灯 防犯灯設置数：計4,873灯	令和11年度目標	新設設置：75灯 防犯灯設置数：計5,245灯	

施策・事業名	有害看板の撤去の強化		担当課	都市整備課
概 要	青少年健全育成への啓発活動を実施するため、有害看板等の撤去の強化推進を図ります。			
令和5年度実績	0枚 ※撤去するべき有害看板（広告物）が無かったため。	令和11年度目標	継続	

5. 職業生活と家庭生活との両立支援

(1) 多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し等

男女共同参画社会や働き方の見直しが進む中、本市では、「ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～」に基づき、男女共同参画社会についての理解を深めていくとともに、あらゆる分野における男女共同参画を支援しています。

今後も、男女共同参画に関する理解を促進するとともに、関係団体との連携のもと、講座や講演会等を開催し、男女共同参画意識の高揚を図ります。さらに、一人ひとりの状況に応じた多様な働き方ができる環境となるよう、各種イベントや広報等を通して、事業所等へ労働・雇用・女性活躍推進に関する情報等を発信し、職場におけるワーク・ライフ・バランスの浸透を促します。

【具体的な取組】

施策・事業名	「ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～」の周知・推進	担当課	市民協働課
概 要	「ばんどう男女共同参画計画～すまいるプラン～」に基づき、男女共同参画の周知・推進に努めていきます。また、市民や市民団体等との連携を強化し、様々な分野への市民活動を推進します。		
令和5年度実績	審議会等委員の女性委員の割合 26.4%	令和11年度目標	継続

施策・事業名	男女共同参画意識の高揚	担当課	市民協働課
概 要	女性団体との連携による講座等を開催するほか、国や県、各種団体主催の各種研修会等を広報して、啓発活動を実施し、あらゆる分野での男女共同参画を支援・推進していきます。また、坂東市女性フォーラムとの共催で、男女共同参画講座「いきいきセミナー」を毎年2回開催します。		
令和5年度実績	いきいきセミナー参加者数 第1回：18人 第2回：41人	令和11年度目標	継続

施策・事業名	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	担当課	市民協働課
概 要	仕事と生活の調和のために、市民に向けてより積極的に広報活動を行います。また、ばんどう市女性団体協議会との共催で、男女共同参画講演会を毎年開催し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。		
令和5年度実績	男女共同参画講演会参加者数 92人	令和11年度目標	継続

(2) 仕事と子育ての両立支援

女性の社会進出や共働き世帯の増加に伴い、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性について理解が進められてきています。

本市では、仕事と子育ての両立支援として、子育て世帯に配慮した職場づくりの啓発や、育児・介護休業制度の周知及び利用促進に努めています。

また、男性の育児参加を促進する取組として、ハッピーバンビクラスを父親が参加しやすい夜間で開催しており、今後は、さらに妊娠届出時等の機会に教室への参加を勧奨していきます。

【具体的な取組】

施策・事業名	「ファミリー・サポート・センター」の設立に向けたPR	担当課	こども課
概要	子育てサポーター事業の利用率を高めるため、広報やSNSを利用したPRに努めます。そして、子育てサポーター事業の提供会員・利用会員の拡充と保育サポートのニーズに沿った円滑な事業の拡大を図り、「ファミリー・サポート・センター」へ移行できるよう取り組みます。		
令和5年度実績	実施なし	令和11年度目標	拡充

施策・事業名	就業環境改善に向けた企業へのPRの促進	担当課	こども課
概要	関係機関と連携し、子育て世帯に配慮した職場づくりに向けた啓発に努めます。また、育児・介護休業制度の利用や仕事と家庭の両立を支援する制度のPRを図ります。		
令和5年度実績	実施なし	令和11年度目標	促進

施策・事業名	父親の育児参加の促進	担当課	健康づくり推進課
概要	ハッピーバンビクラスを父親の参加しやすい夜間等を開催することにより、父親の育児参加促進に努めます。今後は、妊娠届出時等の機会に父親の教室参加を勧奨していきます。		
令和5年度実績	ハッピーバンビクラスに父親が参加している割合：12.3% 積極的に育児に参加している父親の割合 93.8%（3か月健診時）	令和11年度目標	父親向け育児教室参加者：10人

6. 次世代を応援するきめ細やかな取組

(1) 子どもの人権や自由の尊重

各小中学校において、年間計画等を作成し、人権教育の推進に努めています。

様々な機会を通じて、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などの趣旨や内容について周知を図り、子どもの人権や自由の尊重について啓発し、子どもたちの権利に対する市民の認識を深めていきます。

国や県から送られてきた通知やリーフレット等については、確実に全小中学校に行き渡るようにしています。

また、各学校において、それらをもとにした集会を実施することにより、人権尊重の精神を育てていきます。

【具体的な取組】

施策・事業名	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	担当課	学校教育課 指導課
概 要	子どもの権利・人権に関する通知やリーフレット等を配布するなど、あらゆる機会を通じて、子ども権利擁護について啓発を行っています。「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などの趣旨や内容の啓発を図りながら、人権について考える取組を推進します。国や県から送られてきたリーフレット等については、確実に全小中学校に周知するようにします。 また、それらをもとに、各学校において人権集会やいじめ防止に関する集会を実施し、人権尊重の精神を育てていきます。		
令和5年度 実績	人権集会実施校数：17校 (いじめ撲滅集会)	令和11年度 目標	継続



(2) 児童虐待防止対策、被害にあった子どもの保護

現在、児童虐待は深刻な社会問題となっています。児童虐待の背景には、社会的要因のほか、育児ストレスや子育てにおける孤立感など多岐にわたっているため、総合的な支援を実施していく必要があります。

本市では、坂東市要保護児童対策地域協議会を設立し、関係機関と連携しながら、あらゆる機会を通じて虐待の早期発見・解決に取り組んでいます。

また、要保護児童とその家庭については、個別ケース検討会議を開いて適切な支援を行うとともに、家庭相談員や保健師による電話相談・家庭訪問等を実施し、きめ細かいサポートに努めています。

今後も、関係機関の協力体制を維持し、児童虐待の予防及び早期発見・保護・支援に努めていき、虐待の発生予防のため、母子保健活動や乳幼児全戸訪問事業、関係機関との連携により、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、必要な支援につなげていきます。

【具体的な取組】

施策・事業名	「児童虐待防止ネットワーク」の確立		担当課	こども課 健康づくり推進課 指導課
概 要	要保護児童対策地域協議会のさらなる充実を図ります。こども課及び児童相談所との連携のもと、あらゆる機会をとおして虐待の早期発見・対応に努め、役割分担を明確にしつつ細やかな支援に努めます。			
令和5年度 実績	要保護児童ケース検討会議 8回開催	令和11年度 目標	継続	

施策・事業名	要保護児童への訪問指導の推進		担当課	こども課 健康づくり推進課
概 要	関係機関の協力のもと、心身に障がいを持つ（疑いも含む）、または虐待の恐れのある家庭に対し、相談・指導を図るとともに、情報の共有化を図り、迅速で細やかな対応に努めます。 今後も、関係機関と協力し、虐待の早期解決に向けて努めます。			
令和5年度 実績	相談・訪問件数：110件	令和11年度 目標	継続	

施策・事業名	こども家庭センターの充実		担当課	こども課
概 要	妊産婦、子ども、子育て世代に対し総合的な支援を行うために「こども家庭センター」を充実させます。 センターでは、妊娠・出産・子育て期まで、子育てに関する包括的・継続的な支援（切れ目のない支援）に努めます。また、支援の内容によっては、関係機関（教育委員会、医療機関、福祉施設等）との連携・調整を図ります。			
令和5年度実績	要保護児童対策地域協議会代表者会議 要保護児童対策地域協議会実務者会議2回開催	令和11年度目標	継続	

施策・事業名	相談活動による心のケア対策		担当課	学校教育課 指導課
概 要	教育支援センターにおいて、児童・生徒の教育上の諸問題について、電話による相談等を実施しています。「いじめ・体罰解消サポートセンター」等との連携を推進し、悩みや不安を持つ子どもたちの心のケアに努めます。			
令和5年度実績	相談件数：120件	令和11年度目標	継続・拡充	

施策・事業名	緊急一時保護		担当課	こども課
概 要	児童相談所、警察等との連携を密接にとりながら、迅速な支援に努めます。 重篤な虐待の通報を受けた際は、課内協議後、速やかに児童相談所に送致し、児童の安全確保に努めます。			
令和5年度実績	緊急一時保護数：2人	令和11年度目標	継続	



(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭では、仕事と子育てを一人で担わなければならないため負担が大きく、健康面や精神面、経済面などにおいて、様々な不安や悩みを抱えながら生活している家庭が多くなっています。

本市では、小学生または中学生の子どもを養育するひとり親家庭への学資金の支給による経済的支援を行っています。

今後も、ひとり親家庭の生活の向上と自立を促進するため、ひとり親家庭に対する経済的支援の継続・周知に努めます。

【具体的な取組】

施策・事業名	ひとり親家庭に対する経済負担の軽減	担当課	こども課
概 要	母子家庭等児童学資金、交通遺児学資金を支給して、ひとり親家庭の経済的支援に努めています。各種制度の周知を図り、経済負担の軽減に努めます。		
令和5年度実績	母子家庭等児童学資金：322人	令和11年度目標	継続



(4) 障がい児施策の充実

すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現においては、心身の発達の遅れのある子どもとその家族が充実した生活を送れるような環境づくりを推進していく必要があります。そのため、本市では、こども発達センターを中心とした療育体制・相談体制を構築しており、子どもの発達段階に即した療育や、保護者に対する相談・指導等を実施しています。

今後は、こども発達センターや教育・保育施設等の連携のさらなる強化を図り、情報の共有やハンドブックの配布も併せて行うことにより、子どもの発達や家庭の事情に合わせたきめ細やかな支援の充実に努めます。

また、障がい児のいる家庭に対して、各種手当の支給を行い、経済的負担の軽減を図ります。

さらに、地域での保健、医療、福祉及び教育を包括的に支援できるよう、体制の整備を図ります。

【具体的な取組】

施策・事業名	乳幼児発達相談（親子教室）の充実	担当課	健康づくり推進課
概 要	乳幼児健診で言葉の遅れや発達の遅れのある子ども及び育児不安が強い保護者を対象に、発達相談等の支援を行います。 早期療育を受けることができるようにこども発達センターや幼稚園や認定こども園等と連携し保護者支援に努めます。 今後子育てに困難を感じる保護者への支援を行っていきます。		
令和5年度実績	参加者数延べ：43人	令和11年度目標	参加者数延べ：45人

施策・事業名	乳幼児身体的発達相談（あゆみ教室）の実施	担当課	健康づくり推進課
概 要	乳幼児健診で身体的発達の遅れのある子ども及び障がい児とその保護者を対象に、理学療法士による指導や保護者の交流などを実施しています。また、こども発達センターとの連携を強化し、保護者の問題共有を図っています。 今後は、保護者への支援として、交流の場の拡充が必要と考えます。		
令和5年度実績	参加者数延べ：14人	令和11年度目標	参加者数延べ：10人

施策・事業名	地域療育関係機関ネットワークの確立	担当課	こども課 健康づくり推進課 指導課
概 要	関係機関との連携強化を図っていきます。 こども発達センター主催の就学説明会などに指導主事が参加します。また、子どもの就学相談についても情報交換をこまめに行います。		
令和5年度実績	こども発達センター「にじ」及び「つくし」との連携	令和11年度目標	継続

施策・事業名	障がい児保育の充実	担当課	こども課
概 要	障がい児を受け入れている幼稚園や認定こども園等に対し、保育士等の加配を行うことにより、保育体制を充実させ、障がい児の保育の充実を図ります。		
令和5年度実績	障がい児の程度に応じて保育士の加配を実施(4園)	令和11年度目標	継続

施策・事業名	障がい児のいる家庭の経済負担の軽減	担当課	社会福祉課
概 要	精神、知的または身体障がい等のある20歳未満児童の福祉の増進を目的として、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、在宅障がい児福祉手当の支給と重度心身障がい児(者)医療福祉費等により、経済的な負担軽減を図っています。		
令和5年度実績	特別児童扶養手当受給者数：95人 在宅障害児福祉手当受給者数：86人 障害児福祉手当受給者数：17人	令和11年度目標	継続

施策・事業名	未就学児・就学児の発達訓練の充実	担当課	社会福祉課 こども課 健康づくり推進課
概 要	適正な発達を促すことを目的として、こども発達センターにおいて、発達段階に即した療育を行います。		
令和5年度実績	未就学児契約人数：81人 就学児契約人数：75人	令和11年度目標	継続

施策・事業名	家庭と学校、障がい児通所支援事業所連携のためのハンドブックの配布	担当課	社会福祉課 こども課 健康づくり推進課 学校教育課 生涯学習課 指導課
概 要	家庭と学校、障がい児通所支援事業所の連携のために、支援内容の一貫性や役割分担を整理し、その内容をハンドブックにまとめ各所に配布します。これにより、各所の相互交流を促し連携による支援の充実を図ります。		
令和5年度実績	ハンドブック作成なし	令和11年度目標	隔年作成を継続

(5) 次代の親の育成

家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義に関する教育や啓発活動を進めるとともに、結婚相談や婚活イベントなど、出会いの場の提供に取り組みます。さらに、子どもを生み育てたいと思う人がその希望を実現できるよう、また、広く市民が豊かで健全な生活ができるよう、環境整備を進めます。

特に、中学生や高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、命や家庭の大切さを理解できるようにするため、幼稚園や認定こども園等と連携し、乳幼児と触れ合う機会を進めます。

また、ライフプランを作成し、思春期教室において将来の展望を描く授業を実施します。

【具体的な取組】

施策・事業名	出会いの場の推進	担当課	市民協働課
概 要	週2日、月1日（休日）の結婚相談を実施するほか、個人のお見合いなど、出会いの場の創設を開催しています。引き続き、結婚相談やイベントの開催、結婚事業のPRをしていきます。		
令和5年度実績	結婚相談：121件 お見合い件数：45件	令和11年度目標	継続

施策・事業名	「坂東市いい夫婦の日」事業の推進	担当課	市民協働課
概 要	広く市民を対象とし、夫婦の絆、夫婦の意識を高め、豊かで幸せな暮らしと健全な家庭の育成に寄与することを目的として、イベントの開催や、公共施設・商業施設へののぼり旗の設置などの啓発活動を継続するとともに、男女共同参画の講演会や講座等との連携を図り、効果的な事業を推進します。		
令和5年度実績	「坂東市いい夫婦の日」啓発 公共施設、商業施設へのぼり旗設置	令和11年度目標	継続

施策・事業名	中学生・高校生が乳幼児と触れ合う機会の充実	担当課	こども課 健康づくり推進課 生涯学習課
概 要	幼稚園や認定こども園等、地域子育て支援拠点との連携により、中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う機会を創出します。 夏休みに赤ちゃんふれあい体験教室を行い、中学生が乳幼児と触れ合う機会を提供します。今後も、赤ちゃんふれあい体験教室を行い命の大切さを教育するとともに、中学校の思春期教室ではライフプランを作成し、将来の展望を描く授業を実施していきます。		
令和5年度実績	赤ちゃんふれあい体験教室 参加者：3人	令和11年度目標	赤ちゃんふれあい体験教室 参加者：10人

(6) 経済的困難を抱える家庭への支援

国では、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

この大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、世代を超えて連鎖することのないように、必要な環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。令和3年の国民生活基礎調査における「子どもの貧困率」は11.5%となりました。

貧困の連鎖を食い止め、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持ちながら育つことができるよう、母親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援が届かない、または届きにくい子どもや家族に対して、就学援助や就労支援等を実施します。

【具体的な取組】

施策・事業名	就学援助	担当課	学校教育課
概 要	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して学用品などの費用を援助します。		
令和5年度実績	小中学生延べ：427人	令和11年度目標	継続

施策・事業名	生活困窮者の自立支援	担当課	社会福祉課
概 要	生活困窮者からの相談に応じ、自立への計画を作成し、関係機関と連携を図ります。また、公共職業安定所による巡回相談の実施、求人情報の提供、履歴書の作成指導等の就労支援を行います。		
令和5年度実績	巡回相談件数：22件 (内母子世帯相談件数：2件)	令和11年度目標	巡回相談件数：30件 (内母子世帯相談件数：2件)

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、福祉、教育、保健医療などの関係部署、関係機関との連携を図り、子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援について、地域全体で支えていく体制整備の推進と、行政サービスの品質の維持と向上に努めます。

特に、坂東市子ども・子育て会議において、施策推進についての提言を受け、事業実施に向けての基礎資料としていきます。

2. 国・県・関係機関との連携

国や県の担当部局をはじめ、市と地域の関係機関や子育て支援・青少年育成団体との連携・協働を進めながら、地域に密着した取り組みを積極的に進めます。

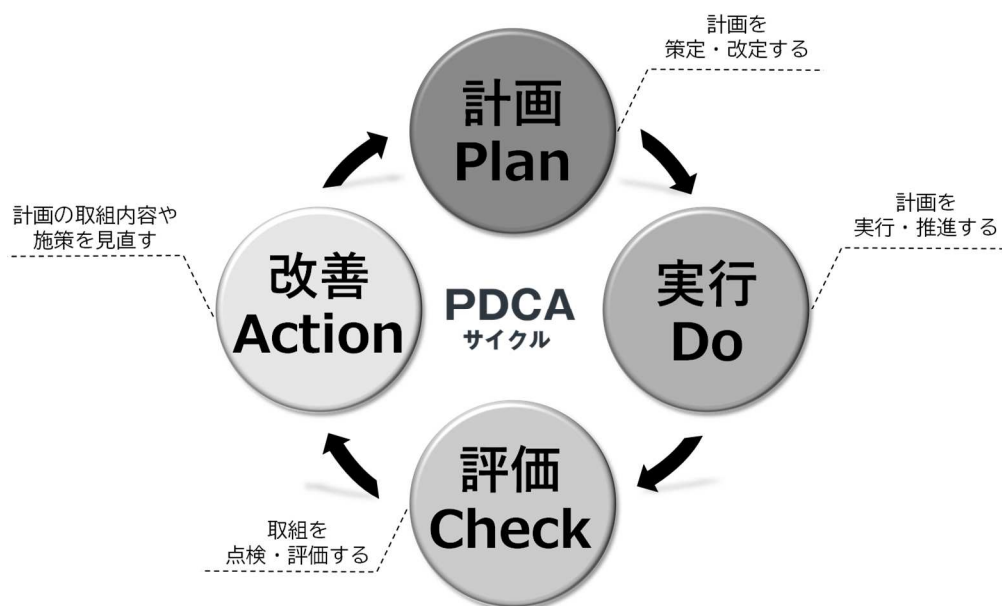
また、家庭、学校、地域、行政、企業等が連携し、効果的な子育て支援体制の構築を目指します。

3. 進行管理

市は、定期的に、施策や事業の進行管理及び実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて改善策を講じていきます。

また、計画の進行状況を、子ども・子育て会議に報告するとともに、市の広報やホームページを活用し、広く市民に公表していきます。

■進行管理のイメージ（PDCAサイクル）



参考資料

1. 策定経過

日 付	委員会等	内 容
令和6年 ●月●日		
令和7年 ●月●日		

2. 坂東市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 6 日

条例第 11 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、坂東市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。

(2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(3) 特定教育・保育施設に関すること。

(4) 特定地域型保育事業に関すること。

(5) その他子ども・子育ての福祉向上のために必要と認めること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

(1) 公募による市民

(2) 子どもの保護者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認められるときは、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、坂東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年坂東市条例第31号)の定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(坂東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 坂東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年坂東市条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成31年条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3. 坂東市子ども・子育て会議委員名簿

4. 子ども・子育て支援法（抄）

平成二十四年法律第六十五号

改正：令和六年法律第四十七号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有す

る。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に

協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項

の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。）であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）

二 幼稚園（第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節（第五十八条の九第六項第三号ロを除く。）、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。）

三 特別支援学校（学校教育法第一条に規定す

る特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの

ロ 認定こども園法第三条第十項の規定による稿示がされたもの

ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの

五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間

ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。） イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間

六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）

七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣

府令で定める基準を満たすもの

八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

(略)

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の

確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を

作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定め

る教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項

の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（国の援助）

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（略）

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会そ

の他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

（略）

5. 次世代育成支援対策推進法（抄）

平成十五年法律第百二十号

改正：令和六年法律第四十二号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）のっとり、相互に連携を図りなが

ら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念ののっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念ののっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があ

ると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変

更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又

は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められ

た措置の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3期坂東市子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

発行年月：令和7年3月

発行：坂東市

編集：保健福祉部 こども課

住所：〒306-0062

茨城県坂東市岩井 4365 番地

T E L : 0297-21-2191 (直通)

F A X : 0297-21-2210
